

官公庁におけるリース利用等に関する実態調査結果

2019年9月30日
公益社団法人リース事業協会

I 調査の概要

1. 調査目的

官公庁向けのリース取引は、契約に関する課題や交付金に関する課題等があるものの、2012年度以降、7年連続で増加し、リース取引全体に占める構成比も高くなっている。一方、官公庁におけるリース利用の実態及びリースの需要動向を把握した調査はなく、本調査を実施することにより、これらを把握し、官公庁における設備投資手法の課題解決に向けた調査研究の参考資料を得る。

2. 調査対象及び調査回答率

(1) 官公庁対象調査

官公庁の属性	調査対象数	回答数	回答率
①国（中央）中央省庁・外局・付属機関	52	15	28.8%
②国（地方機関）	187	78	41.7%
③都道府県	47	28	59.6%
④区市町村	1,741	876	50.3%
⑤独立行政法人	87	28	32.2%
⑥国立大学法人	86	37	43.0%
合計	2,200	1,062	48.3%

注)「②国（地方機関）」を除いて、すべての調査対象先を調査対象としている。「②国（地方機関）」は、主要な地方局（例：経済産業局、財務局等）は全数調査、それ以外の地方機関は省庁ごとの地方機関数及び当該機関が設置されている都道府県等を考慮して調査対象先を抽出した。

(2) リース会社対象調査

当協会会員会社 239 社（2019年4月1日現在）、うち調査回答数 198 社（回答率 82.8%）

3. 調査方法

郵送調査及びヒアリング調査

4. 調査内容 *2頁参照

5. 調査実施期間

2019年4月～9月

6. 調査結果の構成

項目	頁数
I 調査の概要	1～2
II 調査結果の要旨及び総括	3～5
III 官公庁対象調査結果（単純集計結果）	6～13
IV リース会社対象調査結果	14～26
V 官公庁対象調査結果（詳細） *官公庁対象調査の属性別集計結果及びヒアリング調査結果等を踏まえた分析結果を含む。	27～49
参考 集計データ	50～62

注) 区市町村のクロス集計結果（都道府県別、人口区分別、住民1人当たりの歳出額別、財政力指数別）は、データ精査後、当協会ホームページの「調査研究・提言」「官公庁リース」ページで公開する。

■官公庁対象調査及びリース会社対象調査の調査内容

(1) 官公庁対象調査

1. リースの利用状況
2. リース利用設備
3. リース利用理由
4. リースで設備を導入する際の基準・考え方
5. 入札で設備を導入する際の公告期間
6. リースで設備を導入する際の債務負担行為の設定状況等
7. リース契約で使用する契約書
8. リース料の請求書
9. リース利用の課題
10. リースを利用しない理由
11. 今後のリース利用の方向性
12. リースまたはリース会社に期待すること
13. リースについて知りたい情報

(2) リース会社対象調査

1. 官公庁向けリース取引の状況
2. 入札参加資格に関する課題
3. 入札手続きに関する課題
4. 長期継続契約及び債務負担行為の状況
5. リース契約で使用する契約書の状況
6. リース料の請求書の状況
7. 交付金・補助金制度でリース取引が阻害された事例
8. 官公庁向けリース取引を止めた理由またはリース取引を行わない理由
9. 今後の官公庁向けリース取引の取引方針
10. 官公庁とのリース取引を促進するために期待される施策等

■留意事項

- 設問ごとに回答者数が異なる。
- 構成比について、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が100%とならない場合がある。
- 郵送調査の回答の一部について、設問の趣旨や他の設問の回答と整合させるために、回答の一部を補正した。
- 調査に回答した官公庁及びリース会社が特定できる情報は、本調査結果に記載していない。また、ヒアリング調査の内容は当協会において要約した。
- 官公庁対象調査において「リース」の定義を以下の①または②とした。
 - ①長期継続契約または債務負担行為により、複数年度のリース（賃貸借）契約により設備（不動産を含む。）を使用すること。
 - ②単年度の賃貸借契約であっても、複数年度の使用を想定して設備を使用すること。
- 「官公庁」と表記する場合は、国、都道府県、区市町村、独立行政法人、国立大学法人を意味し、「国等」と表記する場合は、国、独立行政法人、国立大学法人を意味する。

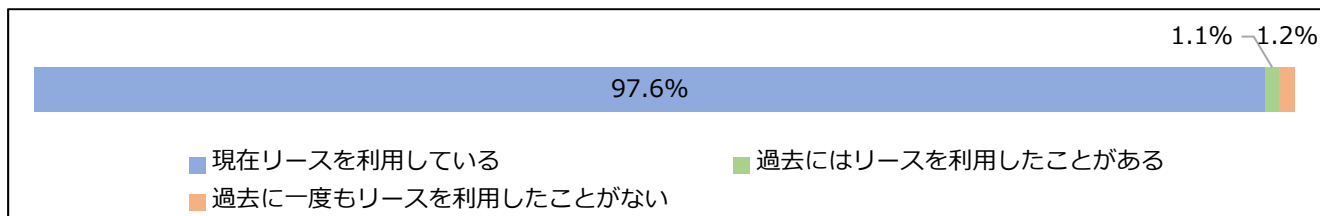
II 調査結果の要旨及び総括

◆ リースの利用状況

- 官公庁の97.6%がリースを利用している。「事務用機器」、「情報通信機器」、「輸送用機器」をはじめ、多種多様な設備がリースで利用されている。

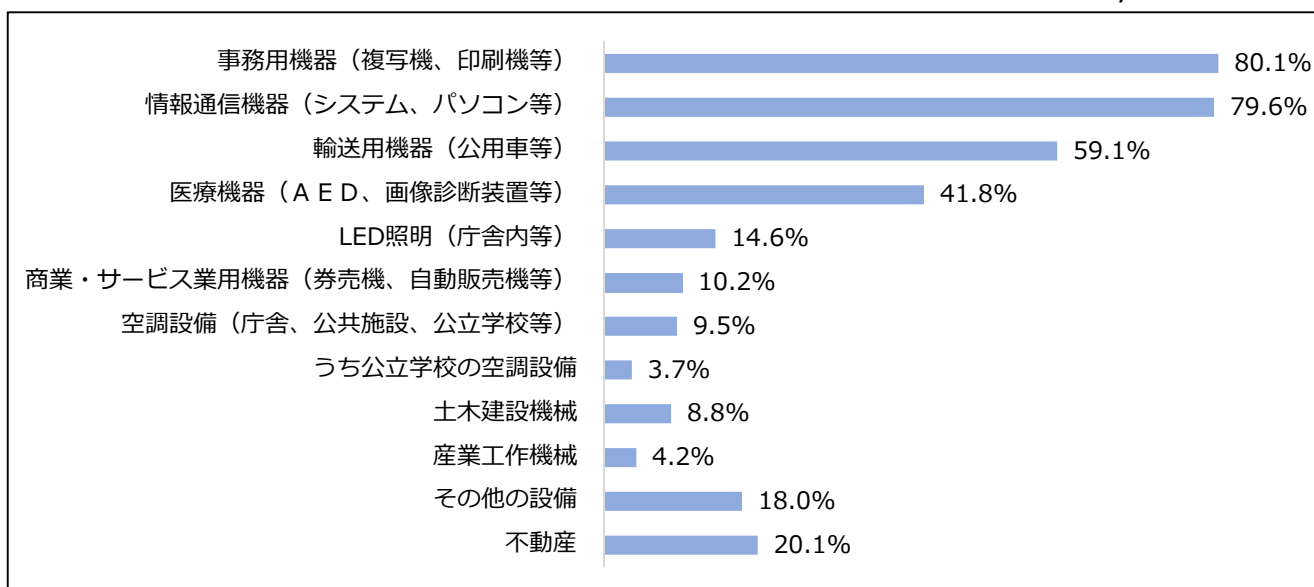
官公庁のリース利用率

官公庁対象調査：n=1,062



官公庁のリース利用設備

官公庁対象調査：n=1,037（複数回答）



官公庁向けリース取引の対象設備（例示）

リース会社対象調査

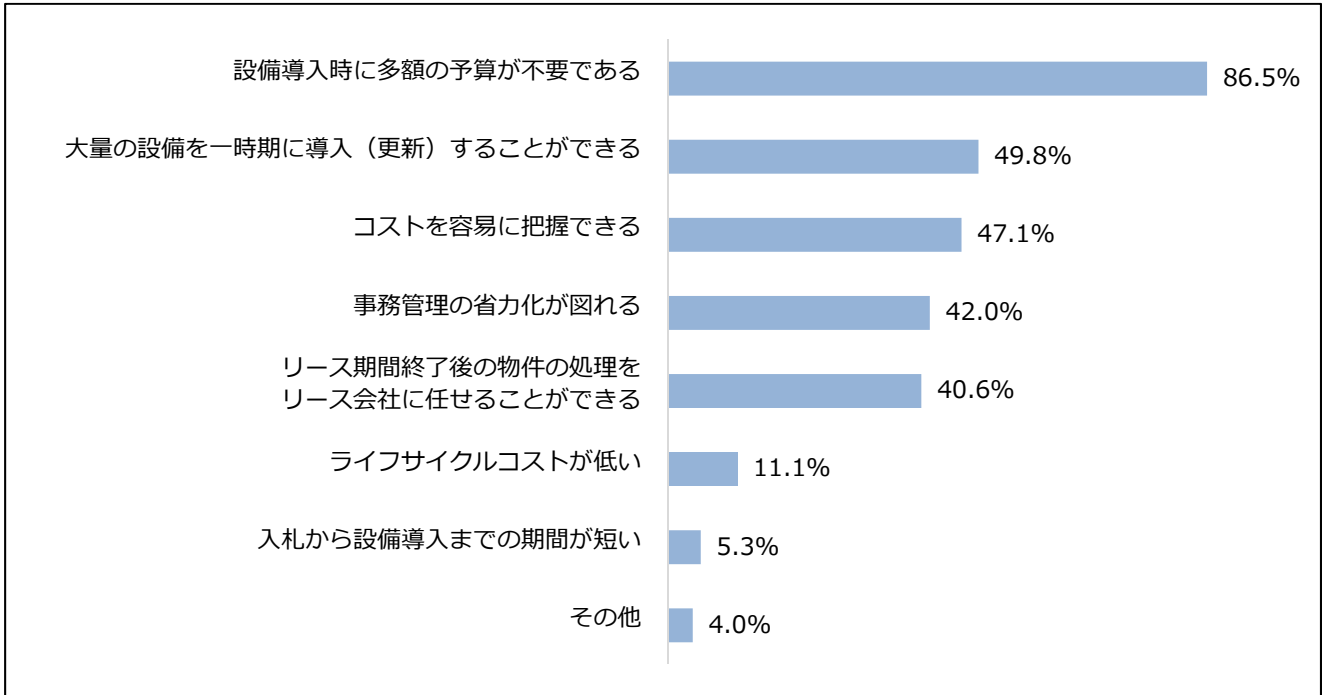
機種分類	対象設備の具体的な設備名
情報通信機器	・ 行政管理システム、ネットワークシステム、サーバー、パソコン、タブレット、ソフトウェア、電子交換機、電話機、ネットワーク機器、専用 FAX ・ 監視用カメラ、放送設備、無線機器、地震速報受信端末
事務用機器	・ 複写機、プリンター、シュレッダー、印刷機器、カードリーダー、プロジェクター、事務用家具
産業工作機械	・ 射出成型機、生ごみ処理機、ボイラー、給食用設備、マシニングセンター等
土木建設機械	・ バックホー、ホイールローダ、油圧ショベル、トラクター
輸送用機器	・ 乗用車、バス、トラック、消防自動車、スノーモービル、ドローン等
医療機器	・ AED、レントゲン機器、CT、超音波診断装置等
商業・サービス業用機器	・ 自動券売機、自動販売機、厨房機器、冷凍・冷蔵装置、業務用洗濯機 ・ 駐車場設備、トレーニング機器、カラオケ設備、楽器
その他の設備	・ LED 照明設備、空調設備、音響設備、非常用発電機、燃料電池、仮設建物 ・ 水質検査機、理化学機器（ガスクロマトグラフ等）、気象観測機器、公害・環境測定機器

◆ リース利用理由・課題

- 「設備導入時に多額の予算が不要である」をはじめとして、リースの様々なメリットが評価されている。
- リース利用の課題として、「リース期間中は、中途解約ができない」、「リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない」、「交付金または補助金の交付を受けることができない」などが挙げられている。

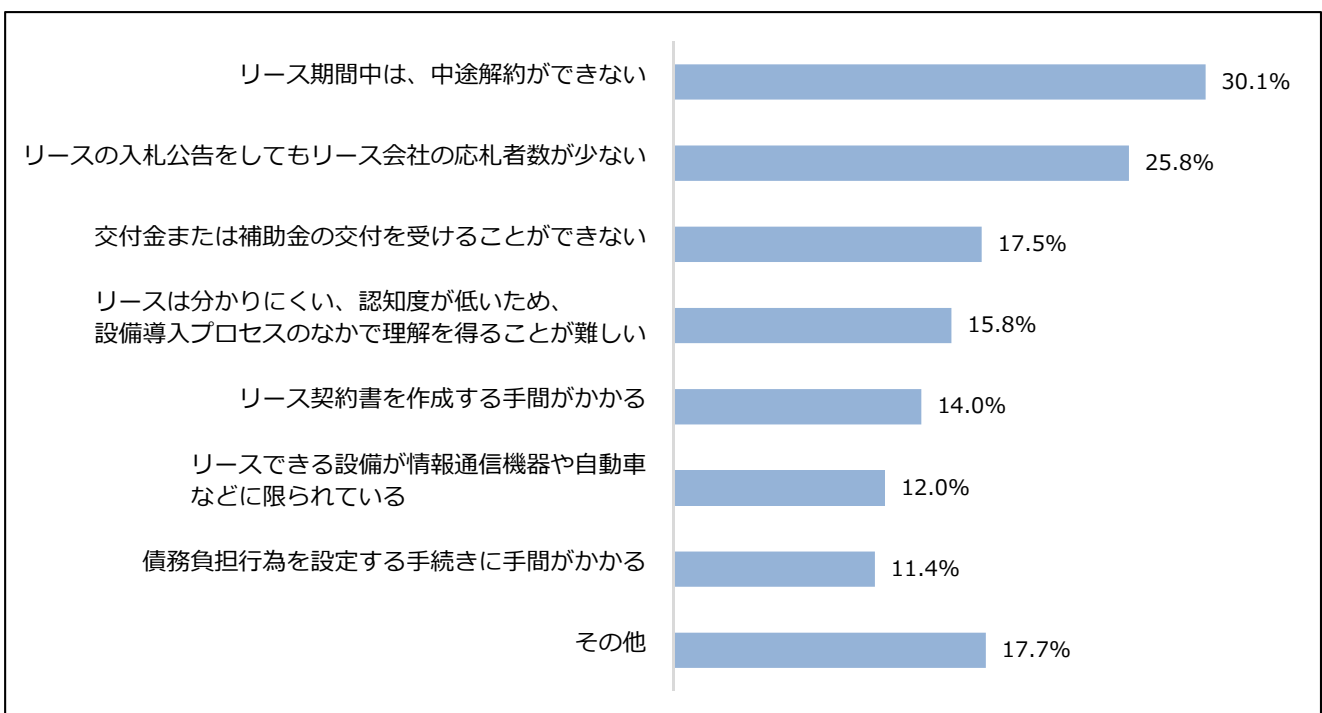
官公庁のリース利用理由

官公庁対象調査：n=1,026（複数回答）



リース利用の課題

官公庁対象調査 n=876（複数回答）

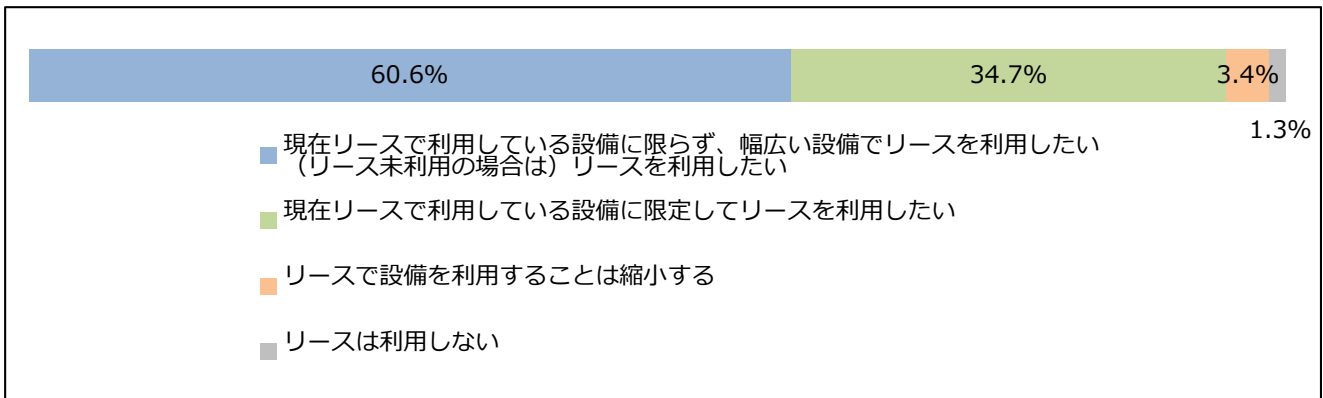


◆ 今後のリース利用の方向性

- 6割の官公庁が幅広い設備でリースを利用したいと回答、リース利用の縮小やリースを利用しないと回答した官公庁は極めて少ない。

今後のリース利用の方向性

官公庁対象調査 n=992

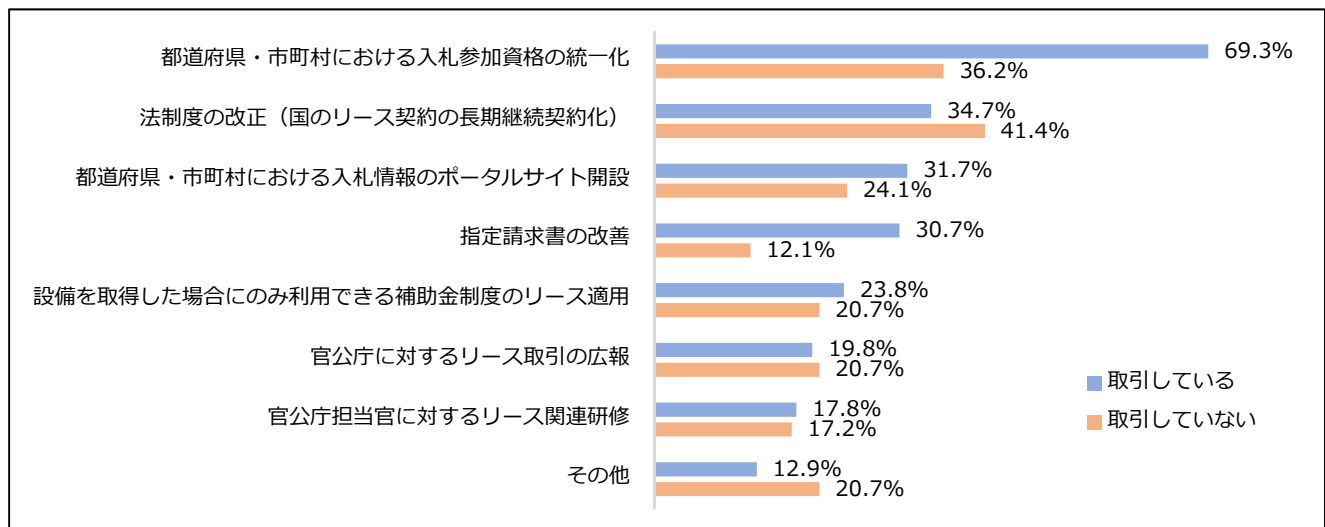


◆ 官公庁とのリース取引を促進するために期待される施策等

- 官公庁向けリース取引を行っているリース会社は「入札制度」、「指定請求書」の改善を期待し、官公庁向けリース取引を行っていないリース会社は「法制度の改正」を期待している。

官公庁とのリース取引を促進するために期待される施策等

リース会社対象調査：取引している n=101、取引していない n=58（複数回答）



◆ 総括

- 官公庁向けのリース取引は、官公庁・リース会社ともに課題があるものの、官公庁においてリース利用を拡大する方向性が示されている。
- 官公庁における設備投資手法の課題を解決するためには、官公庁向けリース取引に関する制度の改善だけでなく、官公庁固有の法制度や業務があるため、官公庁とリース会社が相互に理解を深めていくことも必要と考えられる。
- 当協会は、本調査結果を踏まえ、官公庁向けリース取引に関する制度改善を提言するとともに、官公庁に対するリースの広報活動（本調査結果に関する意見聴取を含む。）、官公庁担当官向けの研修を実施する。

Ⅲ 官公庁対象調査結果（単純集計結果）

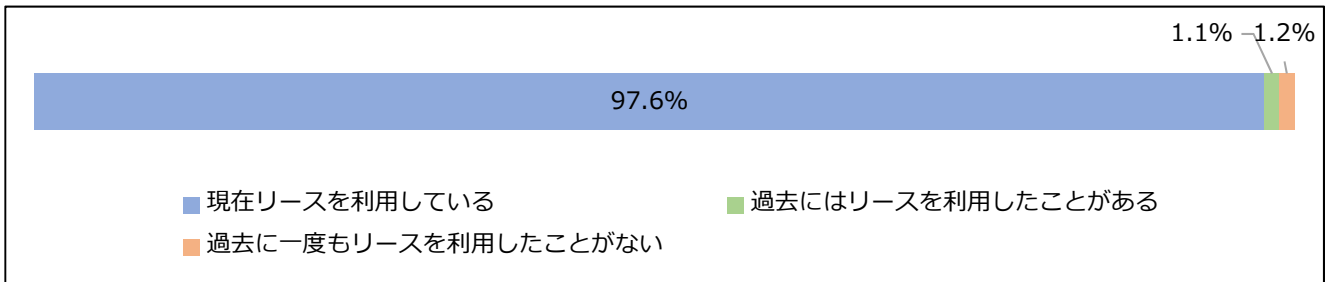
（1）リースの利用状況

「現在リースを利用している」（97.6%）が最も高く、ほとんどの官公庁がリースを利用している結果となった。

「過去にはリースを利用したことがある」（1.1%）または「過去に一度もリースを利用したことがない」（1.2%）は極めて少ない結果となった。

図表Ⅲ－1 リースの利用状況

n=1,062

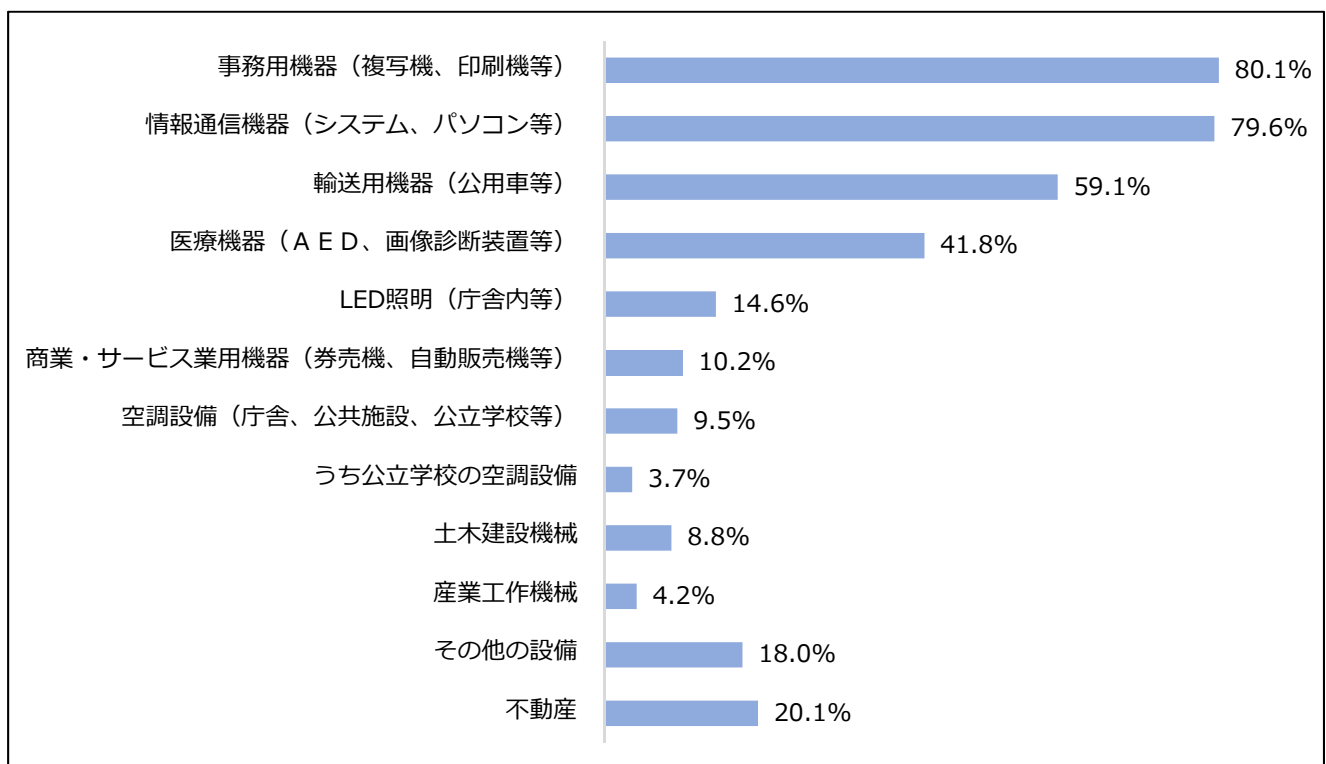


（2）リース利用設備

「事務用機器」（80.1%）が最も高く、以下、「情報通信機器」（79.6%）、「輸送用機器」（59.1%）、「医療機器」（41.8%）と続くなど、官公庁において多種多様な設備がリースで利用されている。

図表Ⅲ－2 リース利用設備

n=1,037（複数回答）



■ 「その他」の主な回答

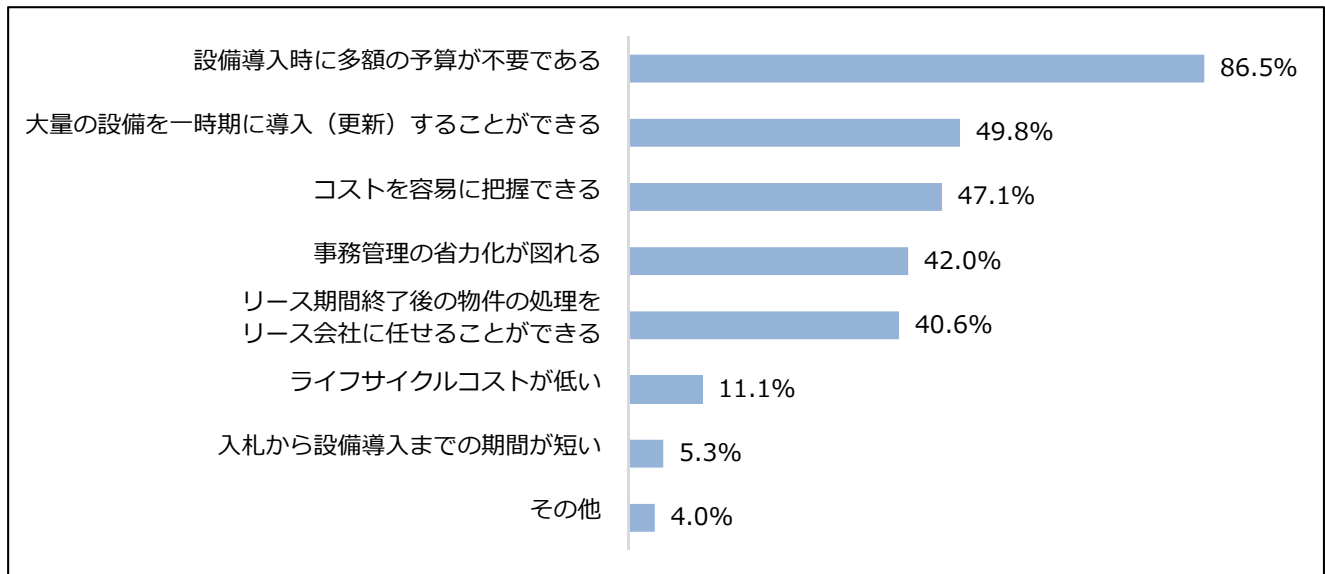
防犯カメラ、理化学機器（分析機器、気象観測装置、公害測定装置等）、電力設備、非常用発電機、蓄電池、音響設備、楽器、資源回収ボックス、ドローン

(3) リース利用理由

「設備導入時に多額の予算が不要である」(86.5%) が最も高く、以下、「大量の設備を一時期に導入(更新)することができる」(49.8%)、「コストを容易に把握できる」(47.1%)、「事務管理の省力化が図れる」(42.0%)、「リース期間終了後の物件の処理をリース会社に任せることができる」(40.6%) と続いている。

図表Ⅲ-3 リース利用理由

n=1,026 (複数回答)

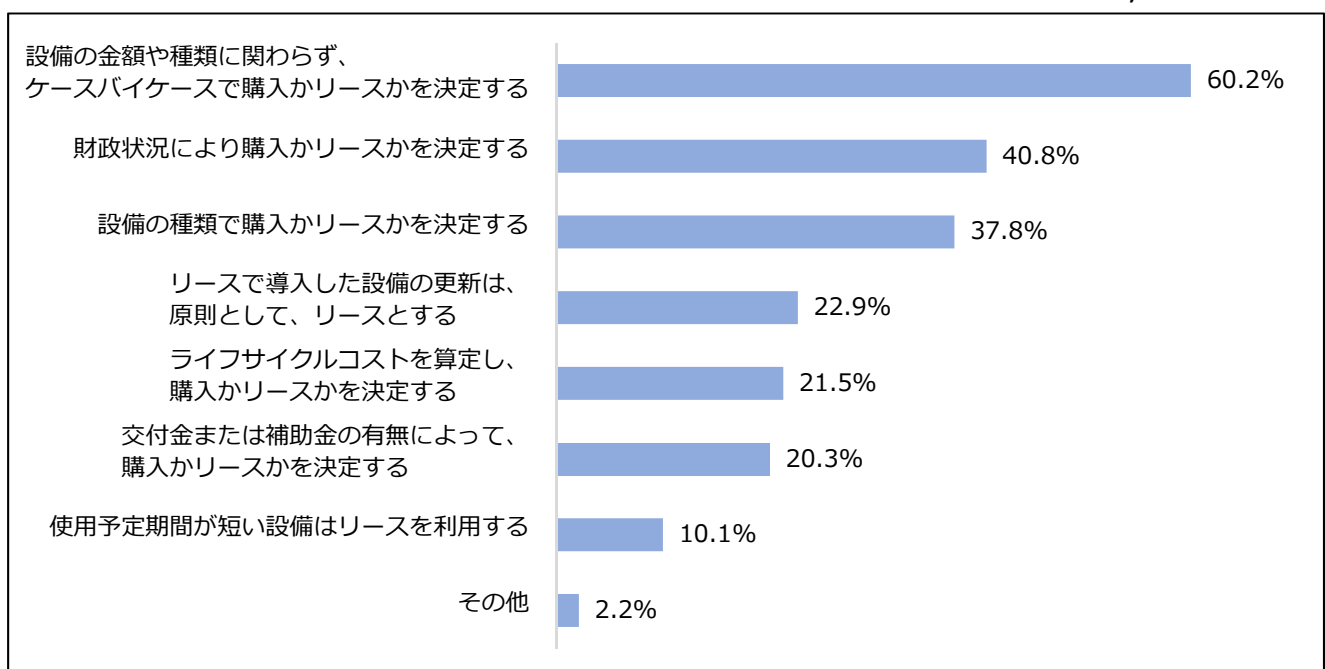


(4) リースで設備を導入する際の基準・考え方

「設備の金額や種類に関わらず、ケースバイケースで購入かリースかを決定する」(60.2%) が最も高く、以下、「財政状況により購入かリースかを決定する」(40.8%)、「設備の種類で購入かリースかを決定する」(37.8%) と続いている。

図表Ⅲ-4 リースで設備を導入する際の基準・考え方

n=1,017 (複数回答)



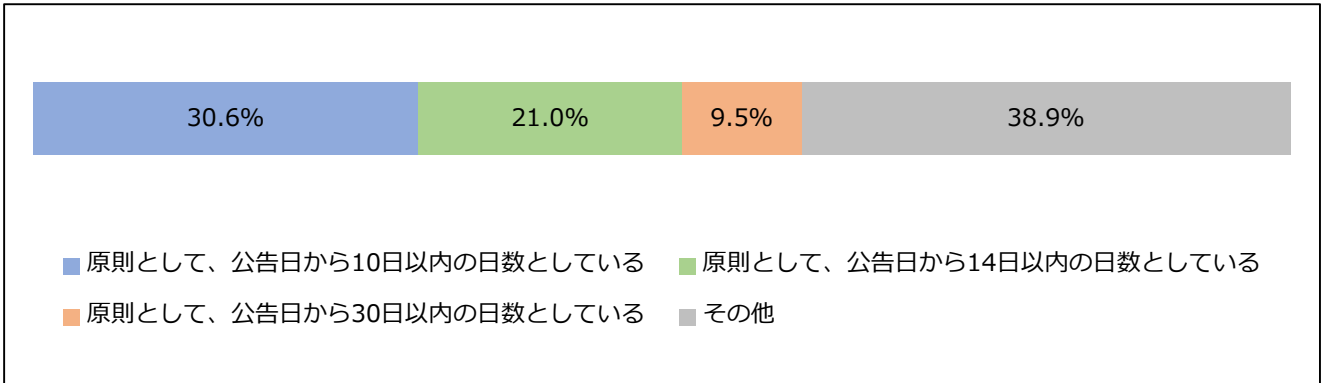
(5) リースで設備を導入する際の公告期間

「原則として、公告日から10日以内の日数としている」(30.6%)が最も高く、以下、「原則として、公告日から14日以内の日数としている」(21.0%)、「原則として、公告日から30日以内の日数としている」(9.5%)と続いている。

「その他」(38.9%)の内容は、「入札金額によって異なる」、あるいは、「指名競争入札を採用しているため公告を行わない」という趣旨の回答が多い。

図表Ⅲ-5 リースで設備を導入する際の公告期間

n=980



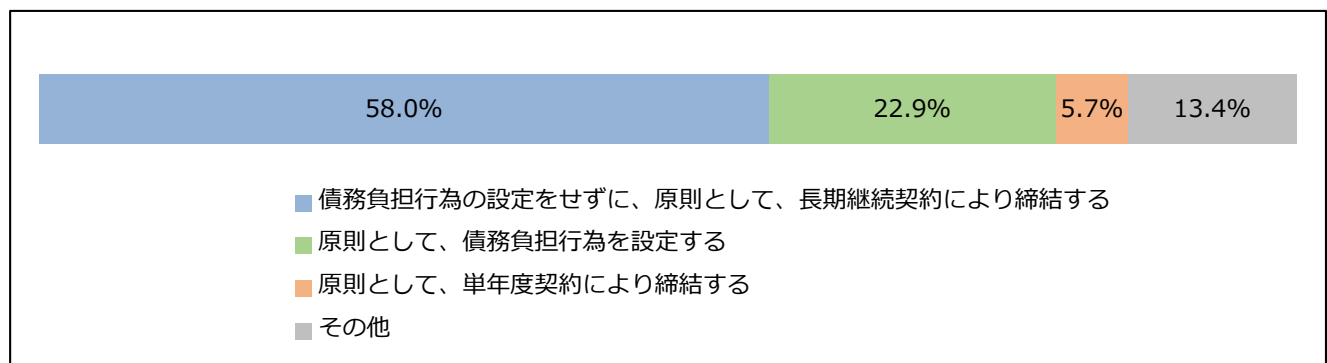
(6) リースで設備を導入する際の債務負担行為の設定状況等

「債務負担行為の設定をせずに、原則として、長期継続契約により締結する」(58.0%)が最も高く、以下、「原則として、債務負担行為を設定する」(22.9%)、「原則として、単年度契約により締結する」(5.7%)と続いている。

「その他」(13.4%)の内容は、「設備の金額によってケースバイケース」、「独立行政法人や国立大学法人は債務負担行為を設定せずに複数年度のリース契約を締結できる」という趣旨の回答が多い。

図表Ⅲ-6 リースで設備を導入する際の債務負担行為の設定状況等

n=1,015



(注) 長期継続契約とは、国や地方自治体が複数年度にわたり契約を締結することを意味するが、取引先が国の場合は、債務負担行為(後年度のリース料の支払債務について議会の承認を得ることをいう。)が行われないと、複数年度のリース契約を締結することができない。一方、都道府県と市町村は、債務負担行為を設定しなくても、地方自治法の規定により、条例の定めに従い、複数年度のリース契約を長期継続契約として締結することができる。

なお、独立行政法人及び国立大学法人は、国の制度と異なり、債務負担行為の設定をすることなく、各法人の判断によって、複数年度のリース契約を締結することができる。

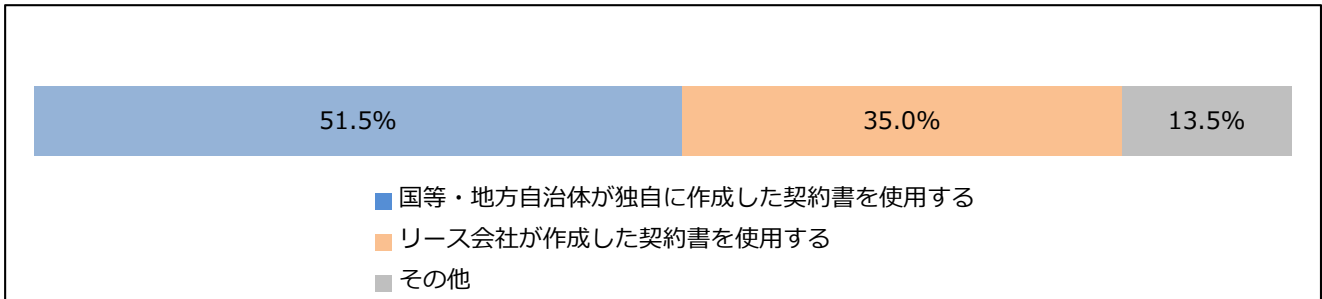
(7) リース契約で使用する契約書

「国等・地方自治体が独自に作成した契約書を使用する」(51.5%) に対して、「リース会社が作成した契約書を使用する」(35.0%) が低い。

「その他」(13.5%) の内容は、「設備の種類によってケースバイケース」という趣旨の回答が多い。

図表Ⅲ-7 リース契約で使用する契約書

n=1,023

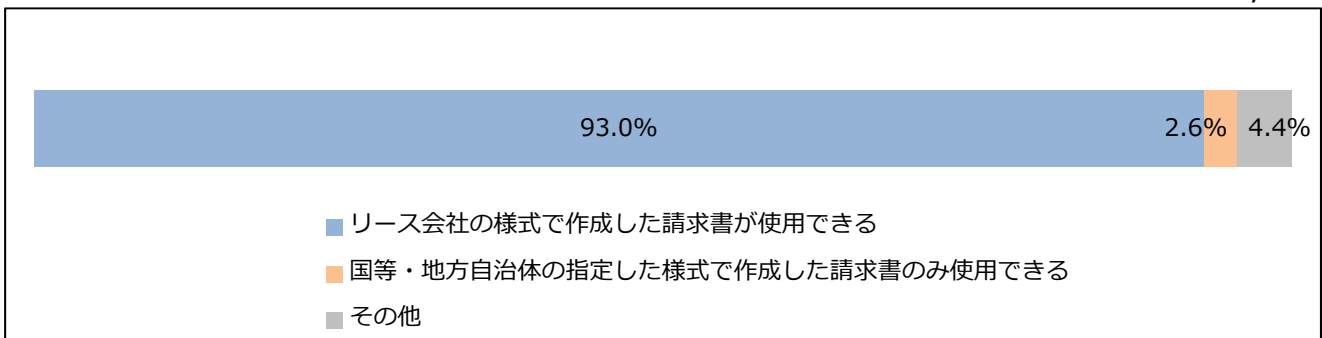


(8) リース料の請求書

「リース会社の様式で作成した請求書が使用できる」(93.0%) に対して、「国等・地方自治体の指定した様式で作成した請求書のみ使用できる」(2.6%) は極めて低い。

図表Ⅲ-8 リース料の請求書

n=1,030



(注) 官公庁のリース料の支払は、口座振替で行われることがなく、リース会社が官公庁に請求書を発行し、その請求書に従い、リース会社の金融機関口座への振込によって行われている。

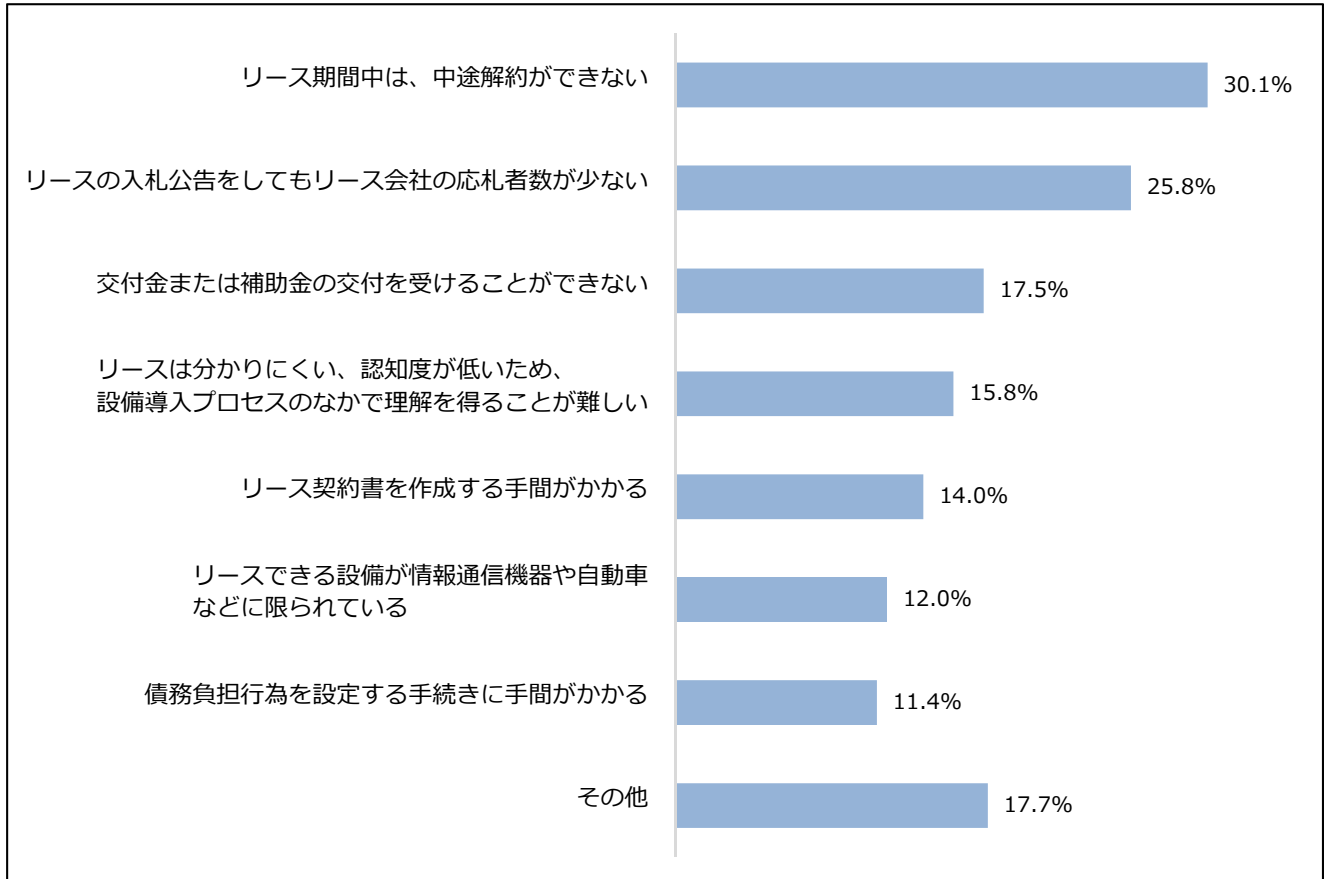
(9) リース利用の課題

「リース期間中は、中途解約ができない」(30.1%)が最も高く、以下、「リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない」(25.8%)、「交付金または補助金の交付を受けることができない」(17.5%)と続いている。

「その他」(17.7%)の内容は、「設備を長期間使用する場合は、購入と比べてリースは割高になる」という趣旨の回答も多い。

図表Ⅲ-9 リース利用の課題

n=876 (複数回答)

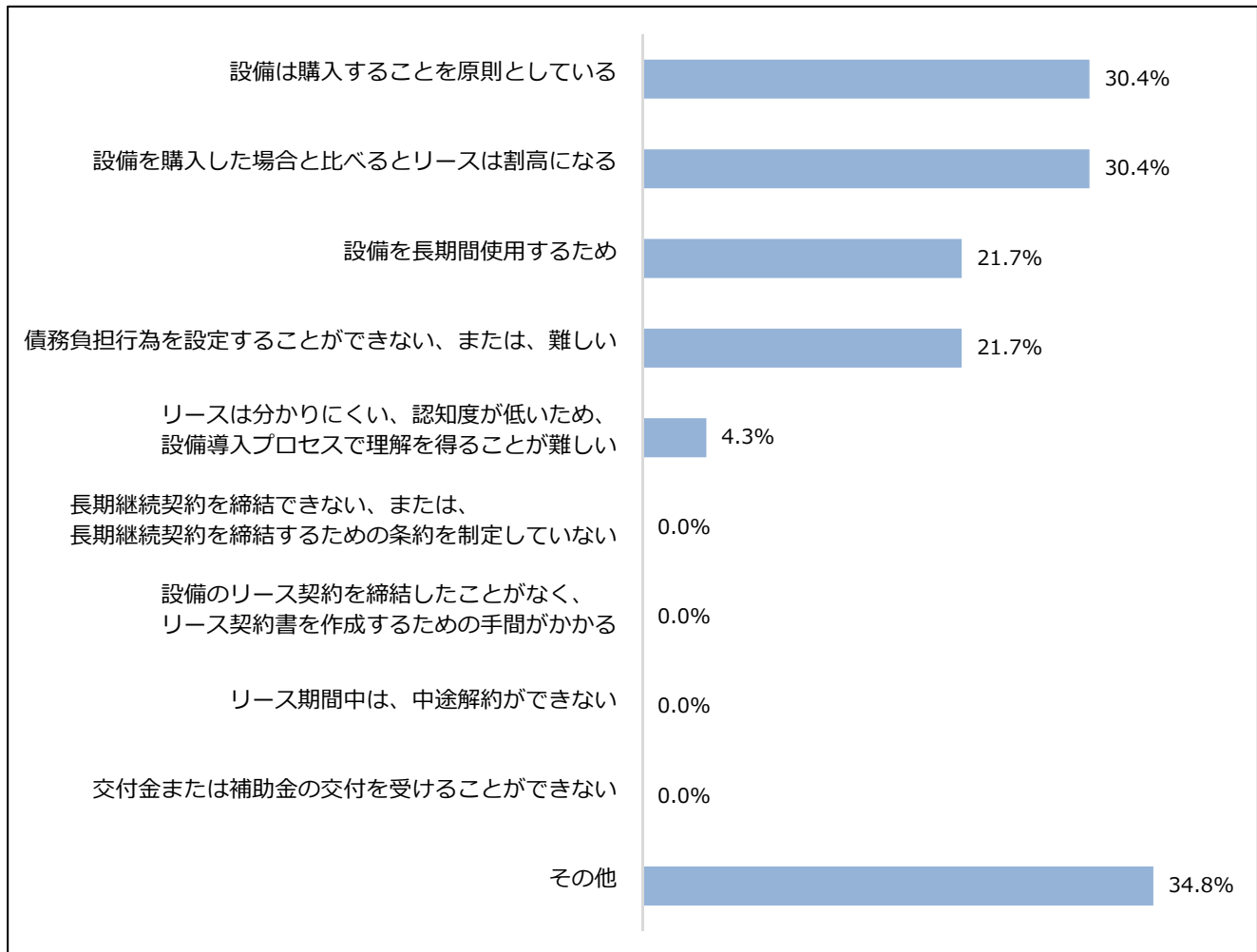


(10) リースを利用しない理由

「過去にはリースを利用したことがある」または「過去に一度もリースを利用したことがない」と回答した官公庁のリースを利用しない理由は、「設備は購入することを原則としている」(30.4%)、「設備を購入した場合と比べるとリースは割高になる」(30.4%)が最も高い。

図表Ⅲ－10 リースを利用しない理由

n=23 (複数回答)



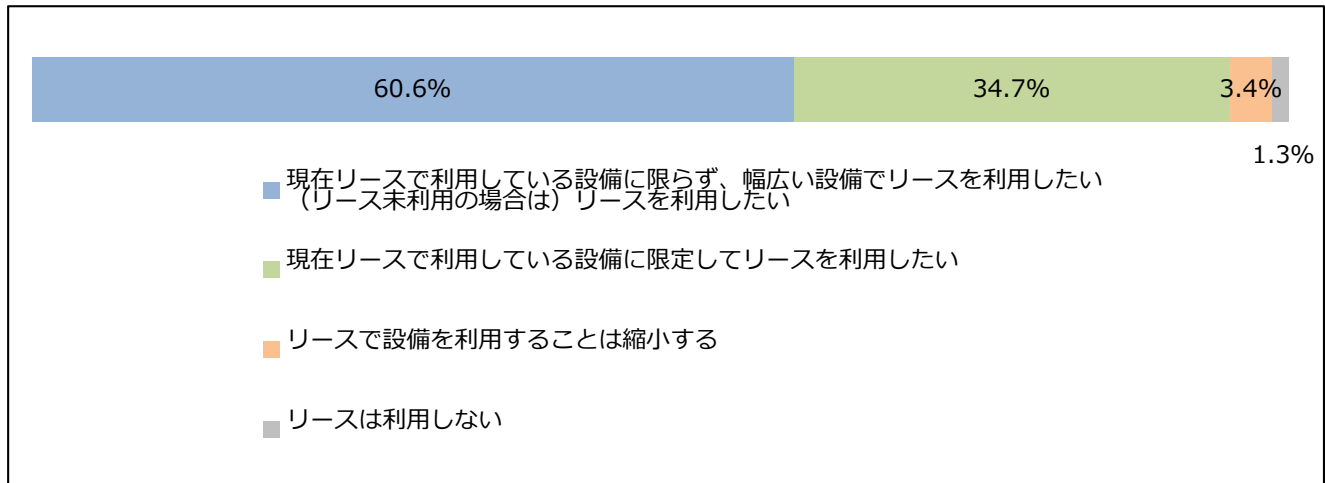
(11) 今後のリース利用の方向性

「現在リースで利用している設備に限らず、幅広い設備でリースを利用したい、(リース未利用の場合は)リースを利用したい」(60.6%)が最も高く、以下、「現在リースで利用している設備に限定してリースを利用したい」(34.7%)となった。

「リースで設備を利用することは縮小する」(3.4%)、「リースは利用しない」(1.3%)は極めて少ない結果となった。

図表Ⅲ-11 今後のリース利用の方向性

n=992

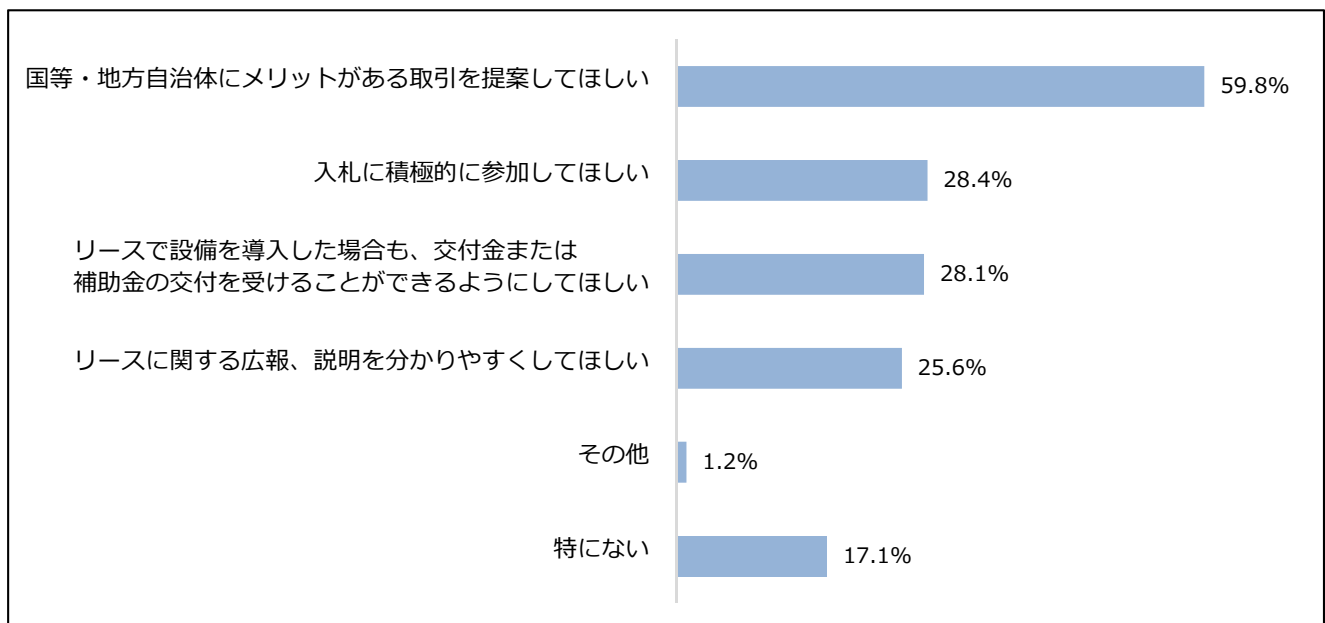


(12) リースまたはリース会社に期待すること

「国等・地方自治体にメリットがある取引を提案してほしい」(59.8%)が最も高く、以下、「入札に積極的に参加してほしい」(28.4%)、「リースで設備を導入した場合も、交付金または補助金の交付を受けることができるようにしてほしい」(28.1%)、「リースに関する広報、説明を分かりやすくしてほしい」(25.6%)と続いている。

図表Ⅲ-12 リースまたはリース会社に期待すること

n=1,037 (複数回答)

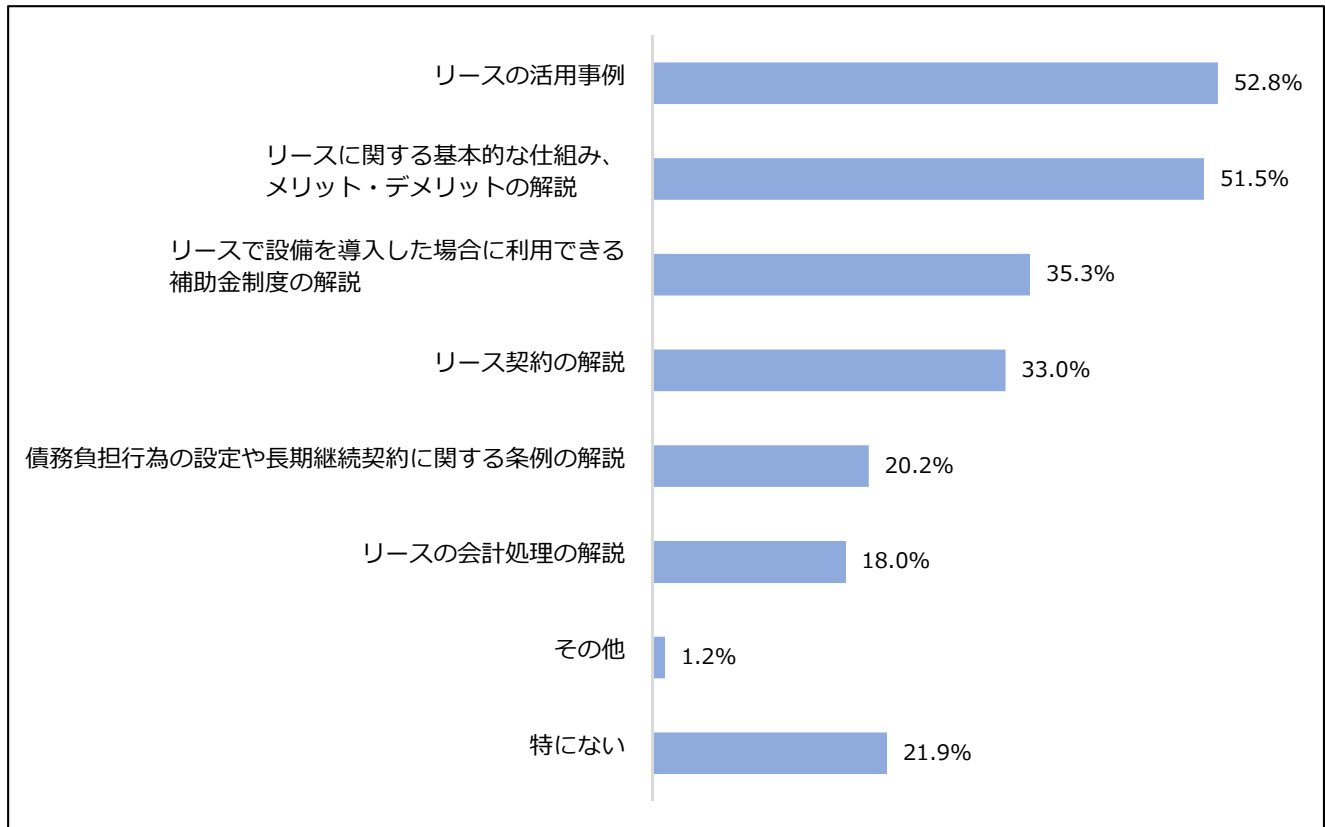


(13) リースについて知りたい情報

「リースの活用事例」(52.8%)が最も高く、以下、「リースに関する基本的な仕組み、メリット・デメリットの解説」(51.5%)、「リースで設備を導入した場合に利用できる補助金制度の解説」(35.3%)、「リース契約の解説」(33.0%)と続いている。

図表Ⅲ-13 リースについて知りたい情報

n=1,003 (複数回答)



IV リース会社対象調査結果

1. 官公庁向けリース取引の状況

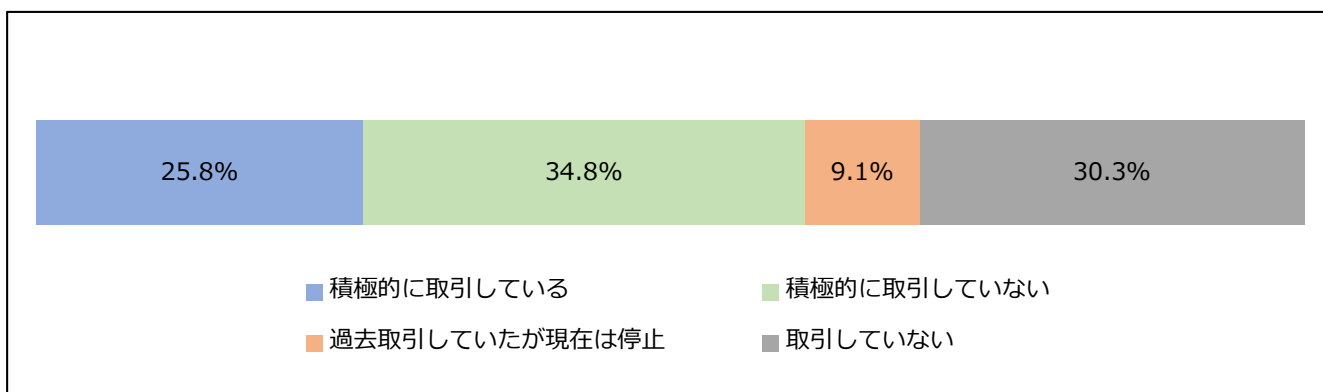
(1) 官公庁向けリース取引の方針

「積極的に取引している」(25.8%)と「積極的に取引していない」(34.8%)を合わせて6割の会員会社が官公庁向けリース取引を行っている結果となった。

一方、「過去取引していたが現在は停止」(9.1%)と「取引していない」(30.3%)を合わせて4割の会員会社が官公庁向けリース取引を行っていない結果となった。

図表IV-1-1 官公庁向けリース取引の方針

n=198



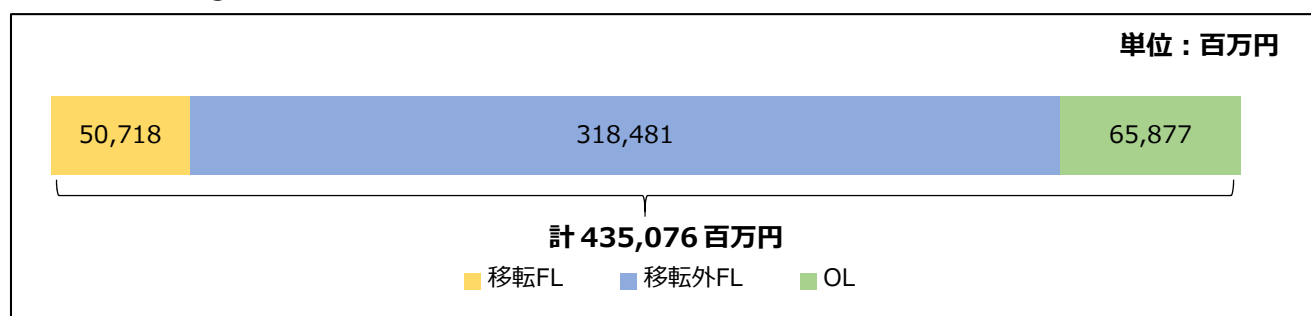
(2) 官公庁向けリース取引の市場規模及び対象設備

2018年度の官公庁向けリース取引のリース取扱高は4,351億円であった。うち、「所有権移転外ファイナンス・リース」(3,185億円、構成比71.8%)のリース取扱高が最も多く、「オペレーティング・リース」(659億円、構成比16.7%)、「所有権移転ファイナンス・リース」(507億円、構成比11.4%)と続いている。

官公庁向けリース取引の対象設備は多種多様な設備が対象となっている。

図表IV-1-2① 2018年度の官公庁向けリース取扱高

n=120



注) 移転FL：所有権移転ファイナンス・リース 移転外FL：所有権移転外ファイナンス・リース
OL：オペレーティング・リース

図表Ⅳ-1-2② 官公庁向けリース取引の対象設備（例示）

機種分類	対象設備の具体的な設備名
情報通信機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政管理システム、ネットワークシステム、医療・福祉関連システム、図書館システム、人事給与システム、遠隔講義システム ・ サーバー、パソコン、タブレット ・ ソフトウェア（設計・積算、家屋評価、シミュレーター） ・ 電子交換機、電話機、ネットワーク機器、専用 FAX ・ 監視用カメラ、放送設備、無線機器、地震速報受信端末
事務用機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複写機、プリンター、シュレッダー、印刷機器、カードリーダー、プロジェクター、事務用家具
産業機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 射出成型機、生ごみ処理機、ボイラー、給食用設備
工作機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ マシニングセンター、放電加工機、旋盤
土木建設機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ バックホー、ホイールローダ、油圧ショベル、トラクター
輸送用機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗用車、バス、トラック、消防自動車、業務用車両、スノーモービル、ドローン
医療機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ AED ・ レントゲン機器、CT、超音波診断装置、心電計、内視鏡、骨密度測定器、眼底カメラ、滅菌装置、人工呼吸器、輸液ポンプ、電気メス、手術台
商業及びサービス業用機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動券売機、自動販売機、厨房機器、冷凍・冷蔵装置、業務用洗濯機 ・ 駐車場設備、トレーニング機器、カラオケ設備、楽器
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ LED 照明設備、空調設備、音響設備 ・ 仮設建物 ・ 水質検査機、理化学機器（ガスクロマトグラフ等）、気象観測機器、公害・環境測定機器、非常用発電機、燃料電池

注) 会員会社の回答に基づき作成。類似する設備名は一つの設備名に統合したほか、取引先等が特定できる設備名は修正等した。

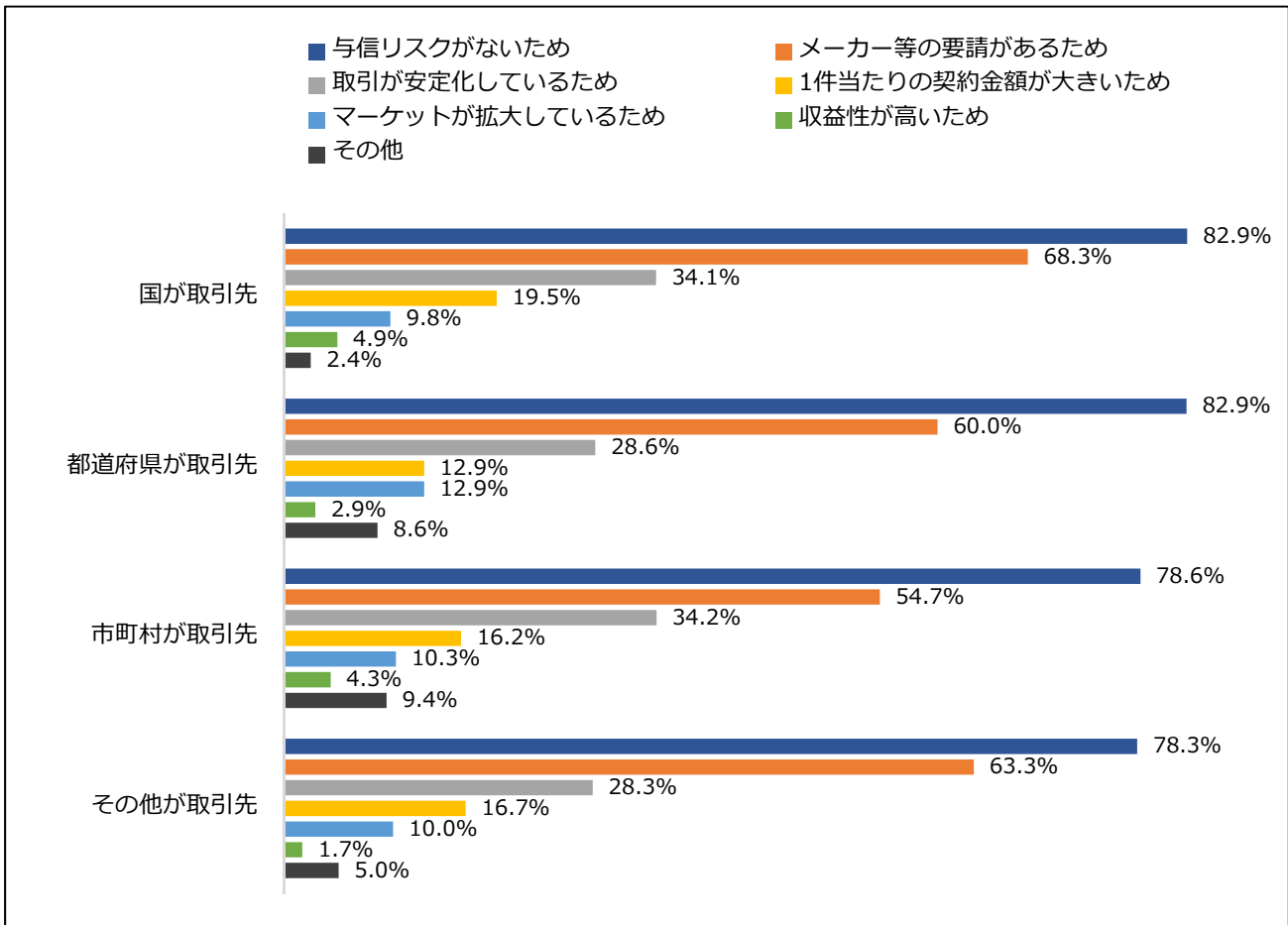
(3) 官公庁向けリース取引を行う理由

取引先別（リース取引の相手方が国、都道府県、市町村、その他：独立行政法人・国立大学法人等）に、官公庁向けリース取引を行う理由を調査した。

「与信リスクがないため」がすべての取引先で最も高く、以下、「メーカー等の要請があるため」、「取引が安定化しているため」と続いた。

図表Ⅳ-1-3 官公庁向けリース取引を行う理由

国 n=41、都道府県 n=70、市町村 n=117、その他 n=60（複数回答）



2. 入札参加資格に関する課題

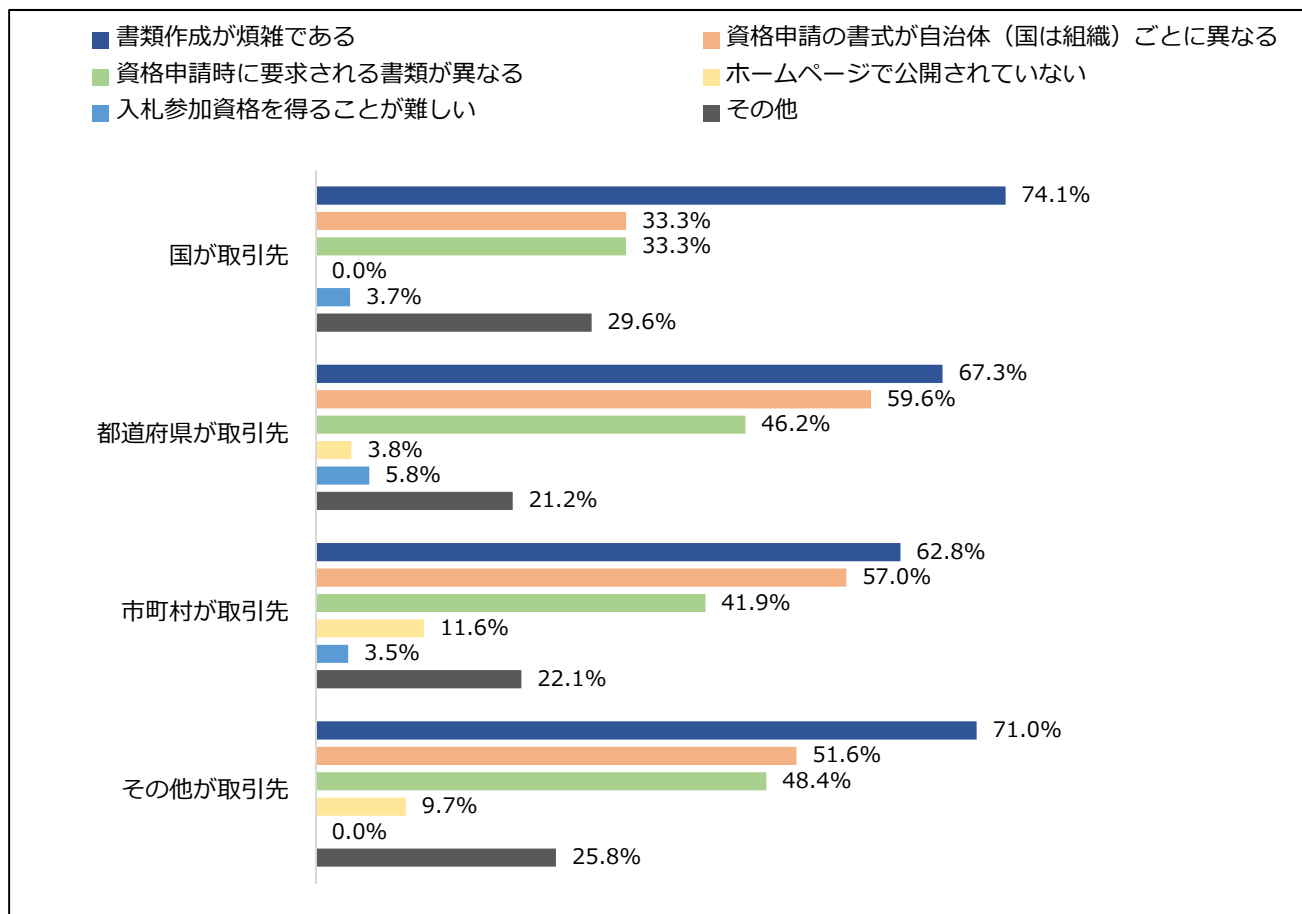
「書類作成が煩雑である」がすべての取引先で最も高く、以下、「資格申請の書式が自治体（国は組織）ごとに異なる」、「資格申請時に要求される書類が異なる」が高い。「ホームページで公開されていない」や「入札参加資格を得ることが難しい」は低い。

取引先別に分析すると、「国」は、「書類作成が煩雑である」ものの、国の機関では、統一した入札参加資格を付与していることから、「資格申請の書式が組織ごとに異なる」、「資格申請時に要求される書類が異なる」が他の取引先と比べて低くなったと考えられる。

一方、「都道府県」や「市町村」においては、紙による入札参加資格の申請が一般的に行われていることから、「国」と比べて、「資格申請の書式が自治体ごとに異なる」、「資格申請時に要求される書類が異なる」が高くなったと考えられる。

図表Ⅳ-2-1 入札参加資格に関する課題

国 n=27、都道府県 n=52、市町村 n=86、その他 n=31（複数回答）



参考：入札参加資格に関する課題の具体例

- 「書類作成が煩雑」
 - ✓ 決算書、印鑑証明書、全部履歴事項証明書、納税証明書、地方自治体に対するリース契約の実績等を記載する必要があり煩雑である。これらは、地方自治体のホームページ等で公開されているものの、申請者にとって分かりにくい。
 - ✓ 納税証明書は、国税分だけでなく、都道府県税分や市町村税分（固定資産税等）を求められることがある。これらを取得するためには、納税証明書の発行申請書に会社の代表者印の押印が必要となり、その手続きも煩雑である。
 - ✓ リース取引の実績を記載する際に、データの取りまとめが煩雑。また、他の取引先名の記載を求められる場合がある。取引先名は営業秘密であり、対応に苦慮する。
 - ✓ 提出する申請書を収めるフォルダの指定や書類の綴じ方を指示する官公庁がある。
 - ✓ 手書きする書類がある。また、申請書の郵送を認めず、持参のみとする官公庁がある。
 - ✓ 電子申請であっても、入力する内容が分かりにくい場合がある。
- 「資格申請の書式が自治体（国は組織）ごとに異なる」、「資格申請時に要求される書類が異なる」
 - ✓ 同県内の自治体でも資格申請書の書式や添付書類（印鑑証明書、納税証明書）が異なる。
- 「その他」
 - ✓ 入札参加資格の付与期間が官公庁によって異なるため、期限管理が煩雑である。
 - ✓ 入札参加資格を更新する場合の受付期間が1月～2月に集中している。
 - ✓ 受付期間が短い。

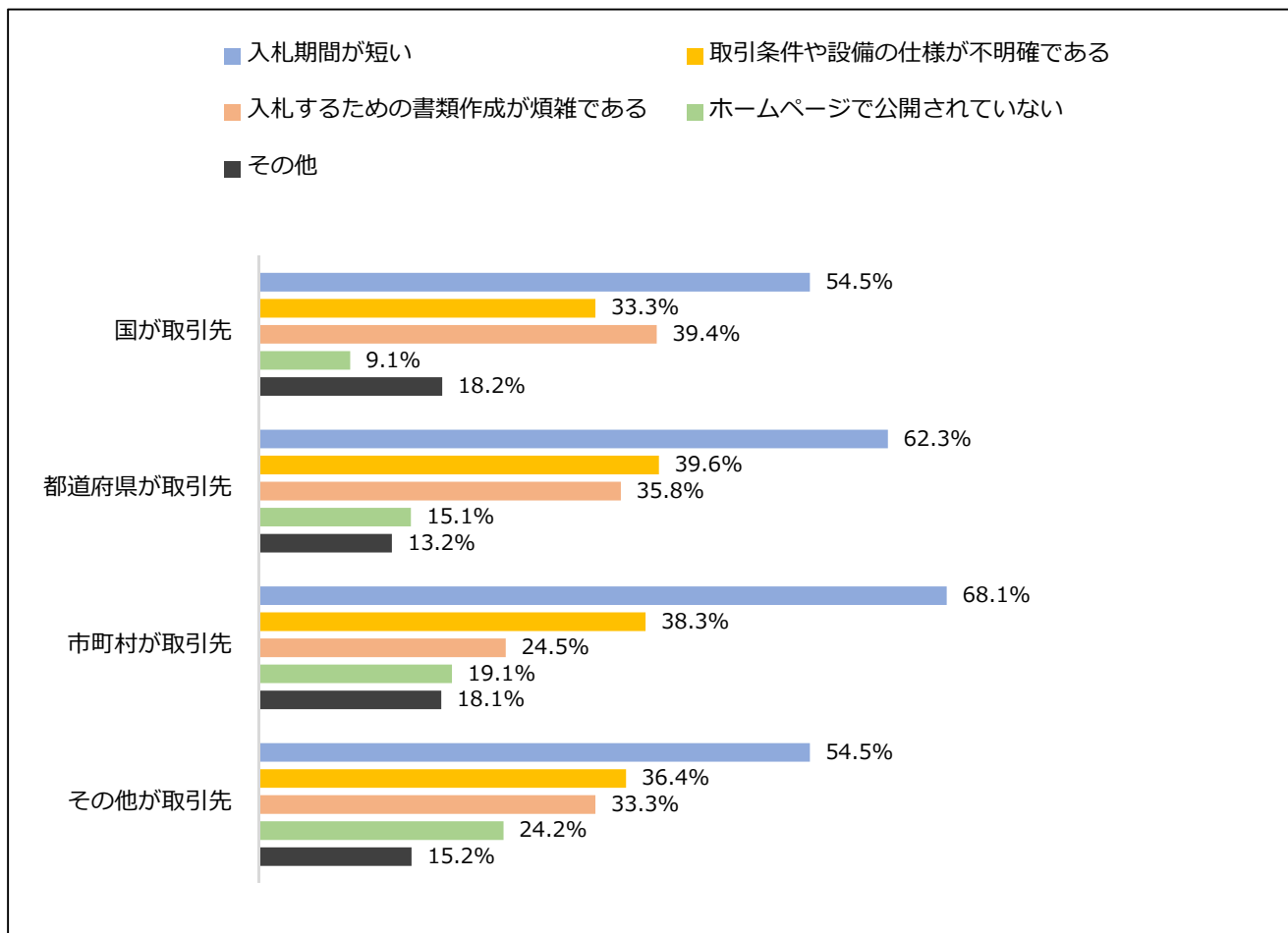
注) 会員会社の回答及びヒアリング調査に基づき作成。

3. 入札手続きに関する課題

「入札期間が短い」がすべての取引先で最も高く、以下、「取引条件や設備の仕様が不明確である」、「入札するための書類作成が煩雑である」が高い。「ホームページで公開されていない」は、「国」(9.1%)と比べて、「都道府県」(15.1%)や「市町村」(19.1%)が高くなった。

図表IV-3 入札手続きに関する課題（複数回答）

国 n=33、都道府県 n=53、市町村 n=94、その他 n=33（複数回答）



参考：入札手続きに関する課題の具体例

- 「入札期間が短い」
 - ✓ 入札公告が連休前後に公表される場合や、公告から入札までの期間が1週間というケースもある。
 - ✓ 仕様書（設備名、数量、設置場所、性能等の要件が記載された書類）の内容が不明確の場合、その内容の確認に時間を要する。特にシステムの場合は、要件を確認する項目が多い一方で入札期間が短い。
 - ✓ 仕様書の内容に従い、リース会社がメーカーと協議してリース料の見積りをするようになるが、その協議をするための時間がかかり、入札期間が短いと入札を見送らざるを得ない。
- 「取引条件や設備の仕様が不明確である」
 - ✓ 仕様書にリース期間が終了したときの取扱いに関する記載がない場合、リース物件の撤去費用等がリース会社負担となる場合がある。また、リース期間終了後にリース物件の譲渡を要請されることがある。
 - ✓ 予算減額時に官公庁側がリース契約を解除できる旨の条項がある場合に、仮に、リース契約が解除された場合に、残リース料の扱いが不明確である。
 - ✓ 保守条件が不明確であったり、動産総合保険の付保の有無、公租公課の取扱いが不明確な場合がある。
 - ✓ 設備の明細、設置場所、データの消去費用、リース料の支払方法が不明確な場合がある。
 - ✓ システムの場合は、仕様書に記載された内容だけではなく、詳細な要件を確認する必要がある。
 - ✓ 落札後に保証金が必要なことが判明したケースがある。
 - ✓ 「国」に比べると「市町村」の仕様書は不明確なことが多い。
- 「入札するための書類作成が煩雑である」
 - ✓ 入札がプロポーザル方式（民間企業を公募または選定し、当該企業から企画提案書の提出を受けて、当該企業へのヒアリングまたはプレゼンテーションを実施した上で、企画提案書の審査及び評価をして、民間企業を選定する方式）の場合、企画提案書の作成等の手間と時間を要する。
 - ✓ 入札関係書類の記入内容が取引先ごとに異なり、入札時に誤りが生じやすい。消費税込なのか、月額リース料なのか、リース料総額なのか分かりにくく、仮に、リース料を誤って記載して落札をした場合、辞退すると指名停止処分を受ける。指名停止処分を受けていないことは、他の官公庁の入札条件となっているため、辞退できない。
 - ✓ 設備の性能証明書（リース会社名で発行）やメーカーのカタログ等の書類を求められることがある。仕様書に詳細を記載すれば、性能証明書は不要と考える。
- 「ホームページで公開されていない」
 - ✓ 仕様書がホームページで公開されないため、入札担当窓口に取りに行くことになる。
 - ✓ 入札に必要な書類が公開されていない。
- 「その他」
 - ✓ 契約書の書式が国・地方自治体によって異なり、内容を精査するための手間がかかる。
 - ✓ 取引条件、仕様が不明確であるにも拘わらず、プロポーザル方式による企画提案書の提出が求められることがある。
 - ✓ 「一般競争入札で同種同規模の実績がないと参加できない」という条件が付された場合、実績がない場合に、入札することが難しいケースがある。

注) 会員会社の回答及びヒアリング調査に基づき作成。

4. 長期継続契約及び債務負担行為の状況

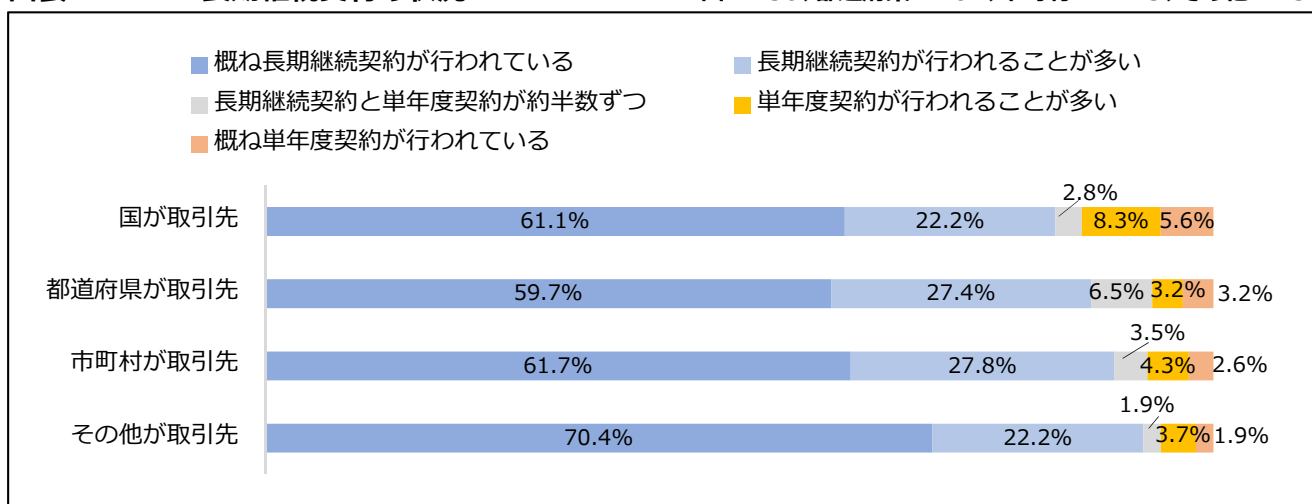
長期継続契約とは、国や地方自治体が複数年度にわたり契約を締結することを意味するが、取引先が「国」の場合は、債務負担行為（後年度のリース料の支払債務について議会の承認を得ることをいう。）が行われないと、複数年度のリース契約を締結することができない。一方、「都道府県」と「市町村」は、債務負担行為が行われなくても、地方自治法の規定により、条例の定めに従い、複数年度のリース契約を長期継続契約として締結することができる。ただし、長期継続契約を締結したとしても、債務負担行為が行われていない場合は、契約条項によっては、地方自治体側からリース契約を解除した際に、残りのリース料が未回収となるリスクがある。

長期継続契約は、「概ね長期継続契約が行われている」がすべての取引先で最も高くなっているものの、「国」においては、「単年度契約が行われることが多い」（8.3%）、「概ね単年度契約が行われている」（5.6%）が「都道府県」や「市町村」と比べて高い。

債務負担行為は、「概ね債務負担行為が行われている」がすべての取引先で最も高く、特に「国」（48.5%）が高い。「都道府県」（32.7%）や「市町村」（29.2%）では、リース契約が長期継続契約によって締結されるものの、「債務負担行為」が行われることは、「国」より少ないと考えられる。

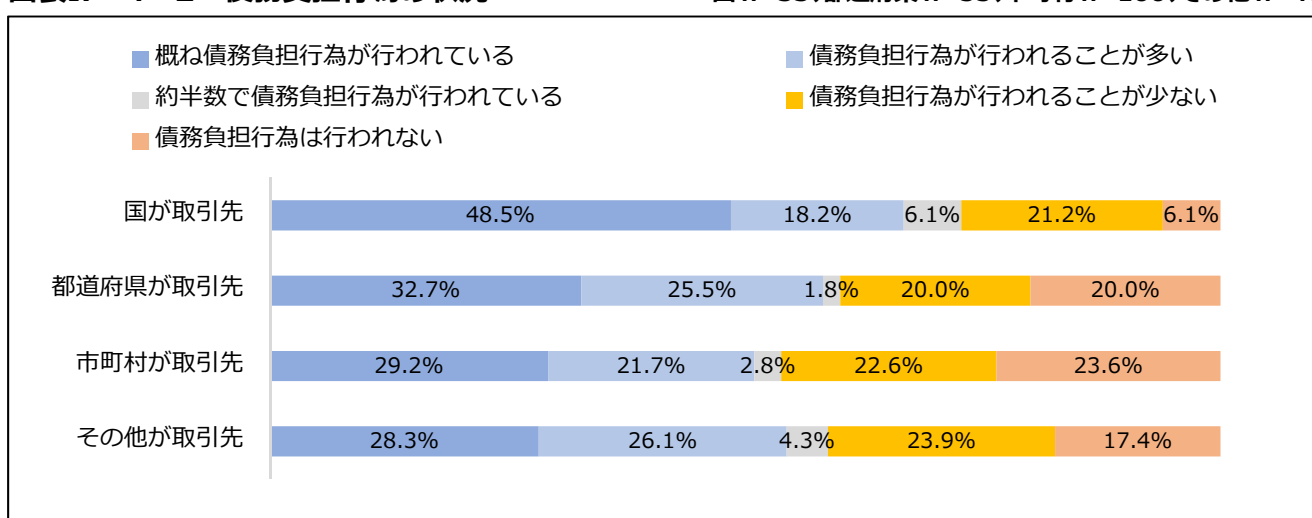
図表Ⅳ-4-1 長期継続契約の状況

国 n=36、都道府県 n=62、市町村 n=115、その他 n=54



図表Ⅳ-4-2 債務負担行為の状況

国 n=33、都道府県 n=55、市町村 n=106、その他 n=46



参考：単年度契約が次年度以降更新等されなかった事例

- ✓ 地方自治体のシステム再構築によるパソコン再配備により、リース契約中のパソコンが不要となり、リース契約を解除された。単年度契約を理由として残リース料の支払いがされなかった。
- ✓ 国とのリース契約において契約更新時にリース料が減額となった。

5. リース契約で使用する契約書の状況

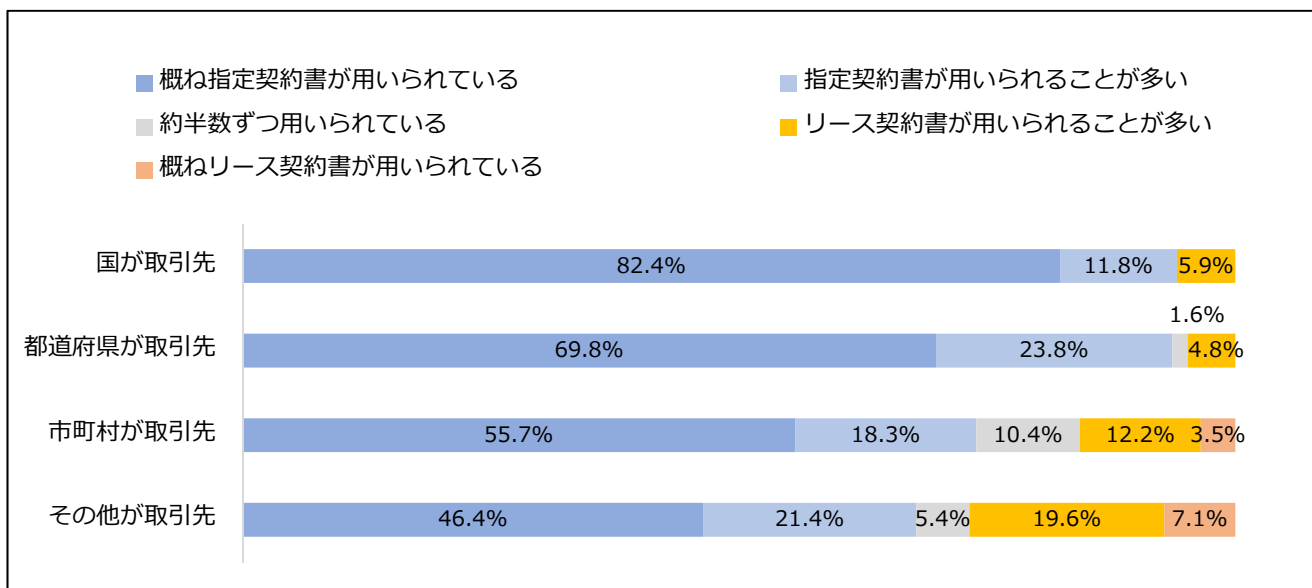
指定契約書とは、官公庁サイドが作成する契約書のことであり、民間企業とのリース契約書と異なり、「貸主の保守・修繕義務」、「リース物件故障時の貸主の代品提供義務」、「貸主の物件の瑕疵担保責任」等の条項が規定されることもあり、民法の典型契約の一つである「賃貸借」とほぼ同内容の契約条項となる場合もある。

取引先別に分析すると、「概ね指定契約書が用いられる」がすべての取引先で最も高く、特に「国」は8割強（82.4%）となり、「指定契約書が用いられることが多い」（11.8%）を加えると、ほとんどのリース契約が国の指定契約書によって締結されている結果であった。「都道府県」においても、「国」と同様の結果を示した。

一方、「市町村」については、「リース契約書が用いられることが多い」（12.2%）、「概ねリース契約書が用いられている」（3.5%）が「国」や「都道府県」と比べて高くなった。

図表Ⅳ-5 官公庁とのリース契約で使用される契約書の状況

国 n=34、都道府県 n=63、市町村 n=115、その他 n=56



6. リース料の請求書の状況

官公庁のリース料の支払は、口座振替で行われることがなく、リース会社が官公庁に請求書を発行し、その請求書に従い、リース会社の金融機関口座への振込によって行われている。この請求書について、リース会社の発行する様式ではなく、官公庁サイドが指定する形式で作成する請求書（指定請求書）が用いられていることがある。

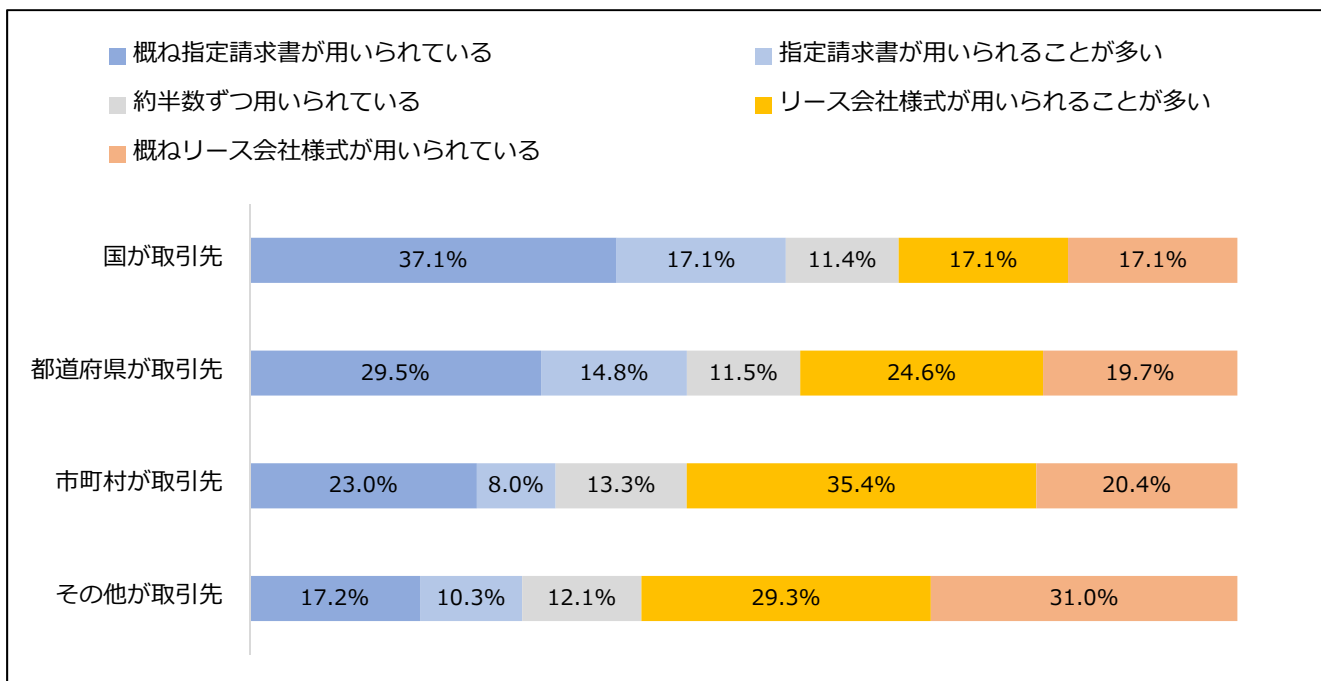
取引先別に分析すると、「国」は、「概ね指定請求書が用いられている」（37.1%）が他の取引先と比べて高いものの、リース会社様式の請求書も用いられている状況であった。

「都道府県」は、「概ね指定請求書が用いられている」（29.5%）が「国」より低く、「市町村」と比べて高いものの、「国」と同様に、リース会社様式の請求書も認めている状況であった。

「市町村」については、「リース会社様式が用いられることが多い」（35.4%）が他の取引先と比べて高く、「概ねリース会社様式が用いられている」（20.4%）を加えると、リース会社様式の請求書が用いられていることが多いと考えられる。

図表IV-6 リース料の請求書の状況

国 n=35、都道府県 n=61、市町村 n=113、その他 n=58



参考：ヒアリング調査結果

- ✓ 指定請求書の作成は、国・地方自治体ごとに様式が異なり、システム対応ができないため煩雑である。入札時に使用した印鑑の押印を求められる場合もある。
- ✓ 当初は指定請求書の作成が求められていたが、最近は、リース会社様式の請求書が認められることが増えた。
- ✓ リース会社様式の請求書であっても、官公庁が指定する情報を手書きで追記することがある。
- ✓ 請求書は毎月分を郵送するが、1年間分の毎月の請求書を一括して郵送してほしいという要請もある。郵送コストが削減できる一方、担当官が会計部署に請求書を渡すことを失念して、リース料の支払が遅延したこともあった。

7. 交付金・補助金制度でリース取引が阻害された事例

官公庁が設備を購入した場合にのみ交付金・補助金制度があるために、リース取引が阻害された事例を確認したところ、複数の会員会社から「学校施設環境改善交付金」が挙げられた。

また、官公庁が設備をリースで導入した場合に補助金が交付される制度においても、リースで導入した場合の補助率が劣後する制度が挙げられた。

図表Ⅳ-7 交付金・補助金制度でリース取引が阻害された事例

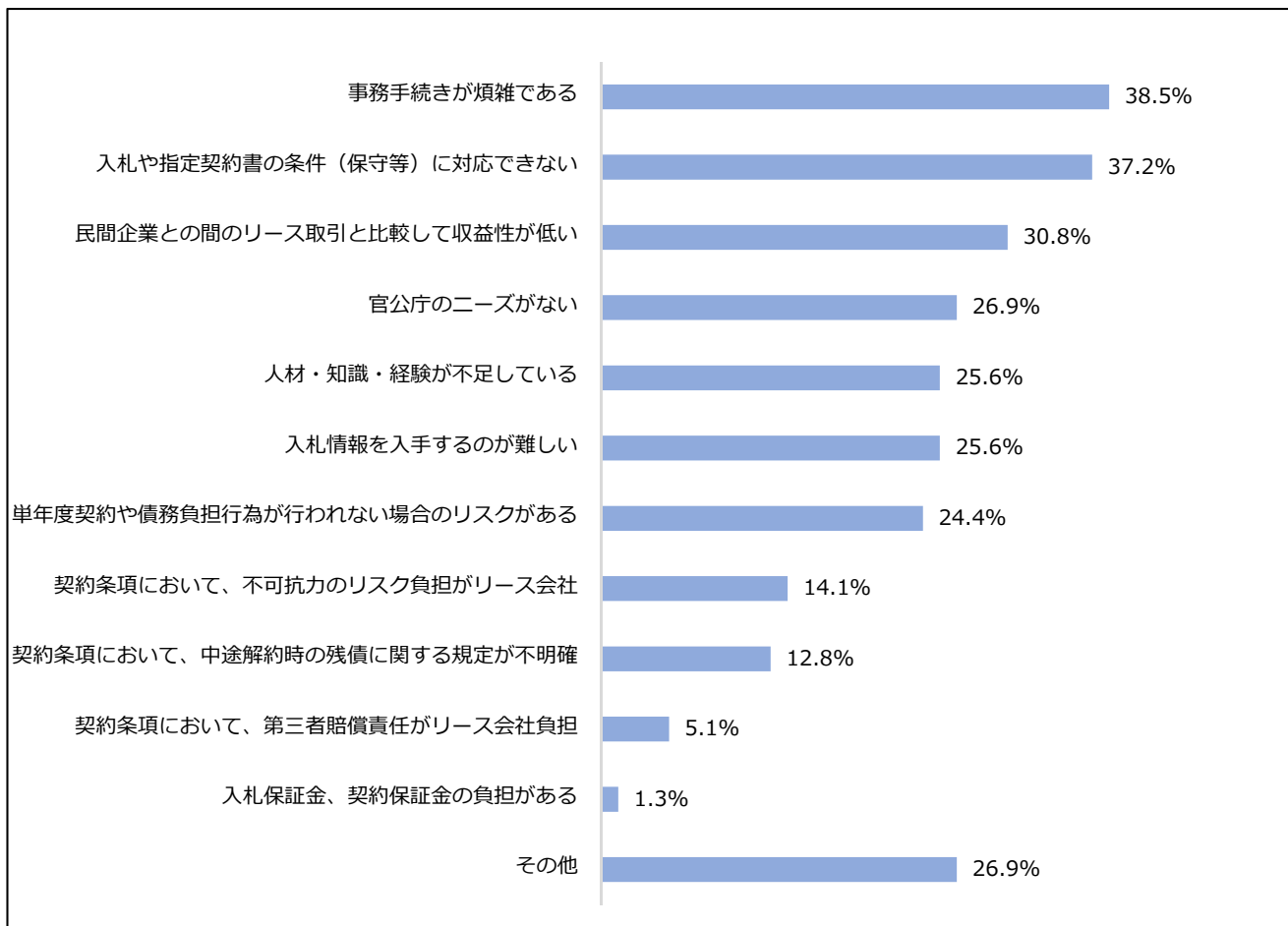
制度名：学校施設環境改善交付金（国から地方自治体に交付） 取引先：各地方自治体 機種名：学校空調設備 事例：公立学校向け空調設備導入において当初、自治体はリースを検討していたが、後日交付金が交付されることになり、リースに至らなかったことがある。
制度名：地方公共団体カーボンマネジメント強化事業 取引先：各地方自治体 機種名：空調設備、LED照明、給湯機器等 事例：対象機器を購入した場合の補助率と比べてリースで導入した場合の補助率が劣後。
制度名：地域の防災減災と低炭素化を同時実現する自立分散型エネルギー設備導入事業 取引先：市町村 機種名：太陽光設備、蓄電池、コージェネレーションシステム 事例：対象機器を購入した場合の補助率と比べてリースで導入した場合の補助率が劣後。

8. 官公庁リース取引を止めた理由またはリース取引を行わない理由

官公庁向けリース取引を停止している会員会社（18社）及びリース取引を行っていない会員会社（60社）について、その理由を調査したところ、「事務手続きが煩雑である」（38.5%）が最も高く、以下、「入札や指定契約書の条件（保守等）に対応できない」（37.2%）、「民間企業とのリース取引と比較して収益性が低い」（30.8%）が続いている。

図表Ⅳ-8 官公庁とのリース取引を止めた理由またはリース取引を行わない理由

n=78（複数回答）



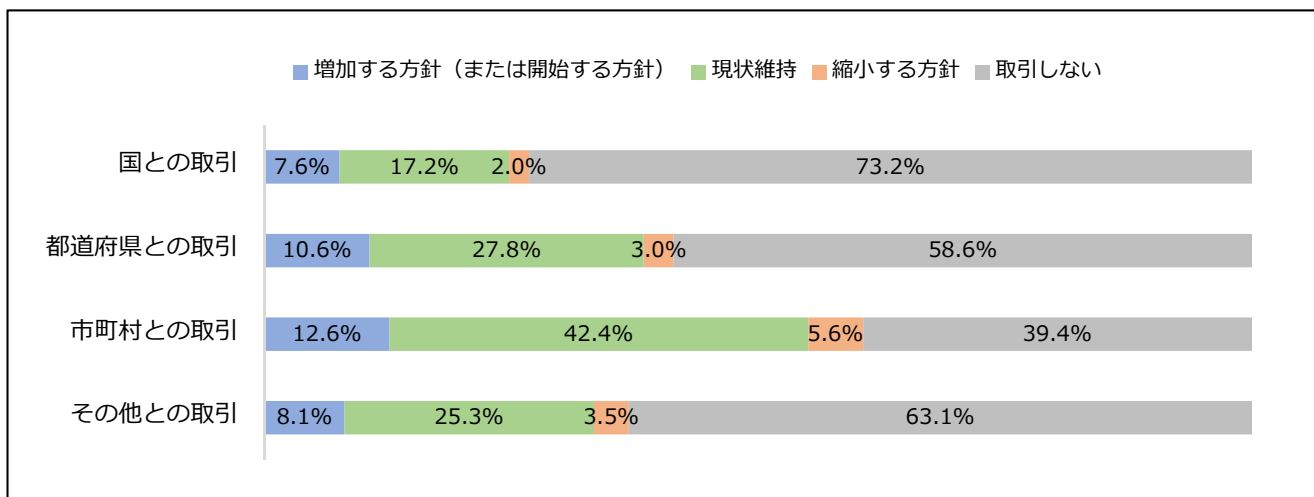
9. 今後の官公庁向けリース取引の取引方針

官公庁向けリース取引を行っている会員会社（120社）と官公庁向けリース取引を行っていない会員会社（78社：停止している会員会社18社を含む。）について、取引先別に、今後の官公庁向けリース取引の取引方針を調査した。

「増加する方針（または開始する方針）」は、「市町村」（12.6%）が最も高く、以下、「都道府県」（10.6%）が高い。一方、「取引しない」は、「国」（73.2%）が最も高くなった。

図表Ⅳ-9 今後の官公庁向けリース取引の取引方針

n=198



10. 官公庁とのリース取引を促進するために期待される施策等

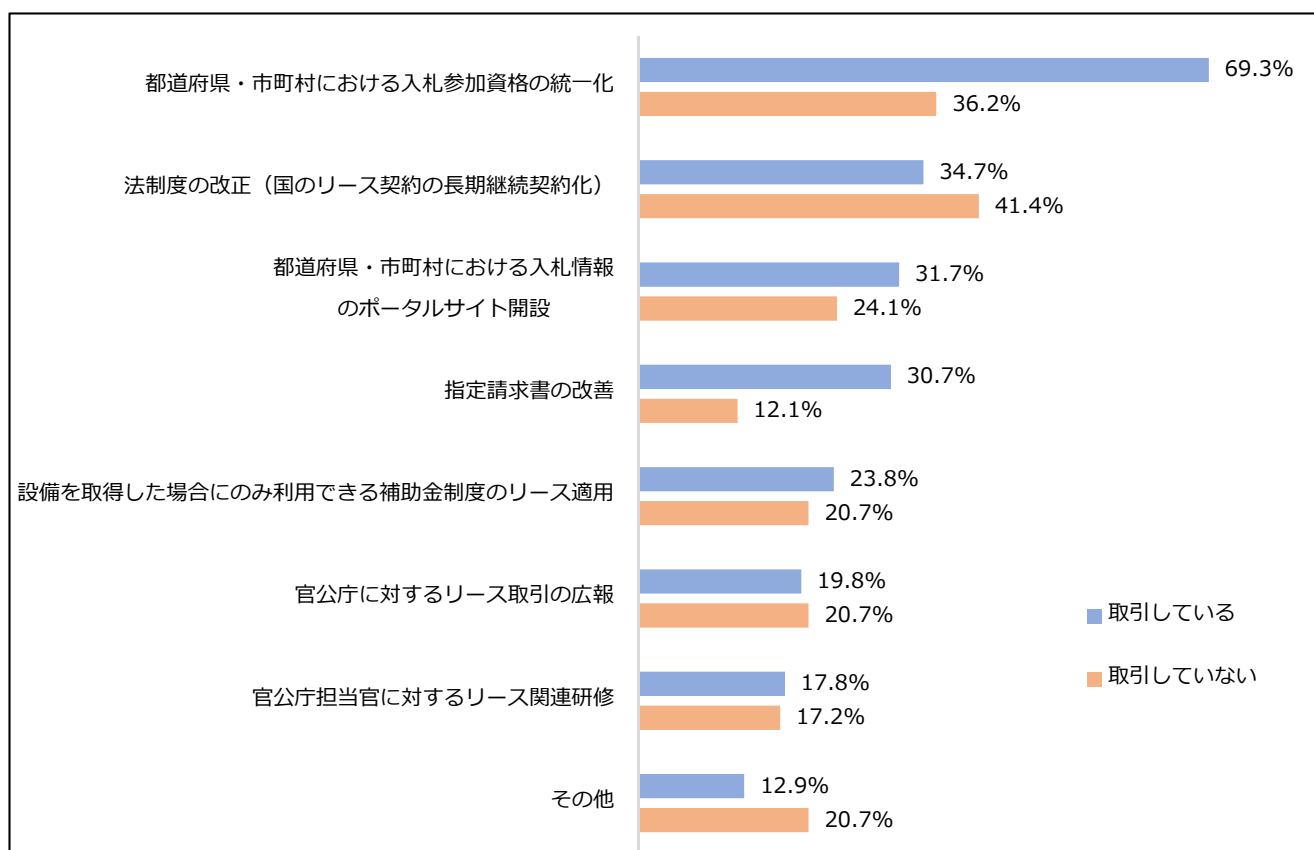
官公庁向けリース取引をしている会員会社（120社中101社）と官公庁向けリース取引をしていない会員会社（78社中58社）について、官公庁とのリース取引を促進するために期待される施策等を調査した。

官公庁向けリース取引をしている会員会社は、「都道府県・市町村における入札参加資格の統一化」（69.3%）が最も高く、以下、「法制度の改正」（34.7%）、「都道府県・市町村における入札情報のポータルサイト開設」（31.7%）、「指定請求書の改善」（30.7%）と続いている。

官公庁向けリース取引をしていない会員会社は、「法制度の改正」（41.4%）が最も高く、以下、「都道府県・市町村における入札参加資格の統一化」（36.2%）、「都道府県・市町村における入札情報のポータルサイト開設」（24.1%）と続いている。

図表Ⅳ－10 官公庁とのリース取引を促進するために期待される施策等

取引している n=101、取引していない n=58（複数回答）



V 官公庁対象調査結果（詳細）

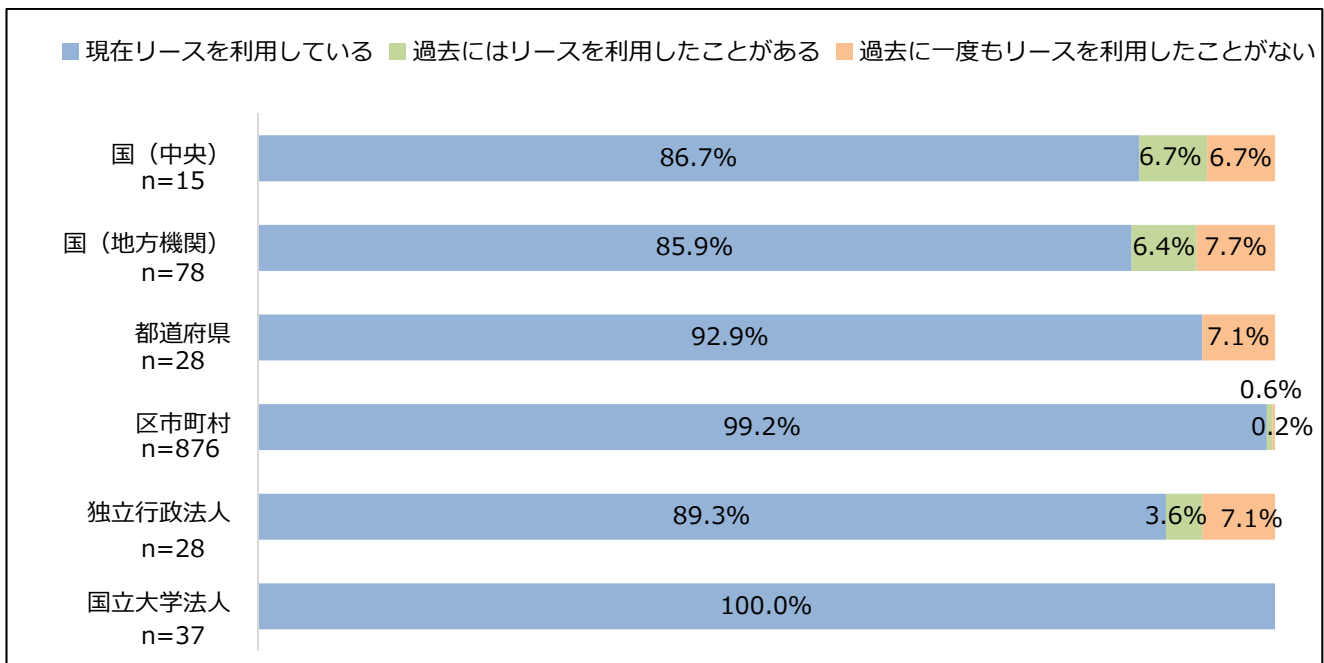
(1) リースの利用状況

「現在リースを利用している」がすべての属性で最も高い。特に、「国立大学法人」（100.0%）、「区市町村」（99.2%）は他の属性と比べて高い。

一方、「国（地方機関）」（85.9%）、「国（中央）」（86.7%）は他の属性と比べて低く、「過去にはリースを利用したことがある」、「過去に一度もリースを利用したことがない」も他の属性と比べて高い。

ヒアリング調査では、この設問に関連して、「リース」の認知度・理解度を調査したが、「リース」という用語の認知度は高いものの、官公庁の書類では、「賃貸借」、「借入」が用いられていることが多いことが確認できた。また、「リース」の理解度は、ファイナンス・リースの概念（①中途解約禁止、②全額回収）は概ね認識されているものの、一部の官公庁では、「リース」、「レンタル」、「賃貸借」の違いを理解していない職員もいるという回答があった。なお、リース料はリース期間中に全額回収することを前提に計算されているものの、予算削除または減額によって官公庁が契約を解除できる契約は「オペレーティング・リース」として認識している官公庁もあった（注）。

図表V-1 リースの利用状況（属性別）



（注）「地方公営企業会計基準見直し Q&A」（総務省 2016 年 3 月 28 日）によれば、「ファイナンス・リース取引と判定される要件のひとつに「ノン・キャンセラブル（解約不能）」が挙げられるが、リース契約のうち、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約においては予算不成立等を理由とした契約解除条項（文言例：「当該リース契約に係る予算が削除もしくは減額された場合、契約を解除できる」）が含まれており、かつ契約解除に伴う違約金の支払いが約定されていない場合についても、「ノン・キャンセラブル」に該当するか。」に対し、「契約当事者同士が、当該予算制約事項を前提として、長期にわたりリース物件の貸借を行う意思があるリース契約について、当該予算制約事項による契約解除条項をもってキャンセラブル（解約可能）とは判断することはできない。」としている。

参考：ヒアリング調査結果

- ✓ 「賃貸借」で統一しているという官公庁がある一方、同一の官公庁内で「リース」、「賃貸借」、「借入」という用語が使われているという官公庁もあった。

(2) リース利用設備

「国（中央）」及び「国（地方機関）」は、リース利用設備が限定されているのに対して、それ以外の属性では、幅広い設備でリースが利用されている。

「国（中央）」は、「事務用機器」（92.3%）や「情報通信機器」（84.6%）が高く、その他の設備のリース利用は極めて低い、あるいは、利用されていない。「その他の設備」（23.1%）は、付属機関で使用されている理化学機器などである。

「国（地方機関）」は、「事務用機器」（79.1%）や「情報通信機器」（50.7%）が高く、「輸送用機器」（19.4%）が「国（中央）」と比べて高い。「国（中央）」と比べて「事務用機器」や「情報通信機器」が低い理由は、これらの設備は省庁全体の規格の統一化等の理由により「国（中央）」で一括して調達されるためである。

「都道府県」は、「情報通信機器」（69.2%）が最も高く、以下、「事務用機器」（61.5%）、「輸送用機器」（57.7%）、「医療機器」（30.8%）と続いている。「国（中央）」、「国（地方機関）」と比べるとリース利用設備の範囲が広い一方、「区市町村」と比べると「LED 照明」のリース利用がされていない。

「区市町村」は、「事務用機器」（82.8%）や「情報通信機器」（81.1%）が高く、以下、「輸送用機器」（65.1%）、「医療機器」（45.7%）と続いている。他の属性と比べると多種多様な設備をリースで利用しており、特に、「LED 照明」（17.3%）が高い。

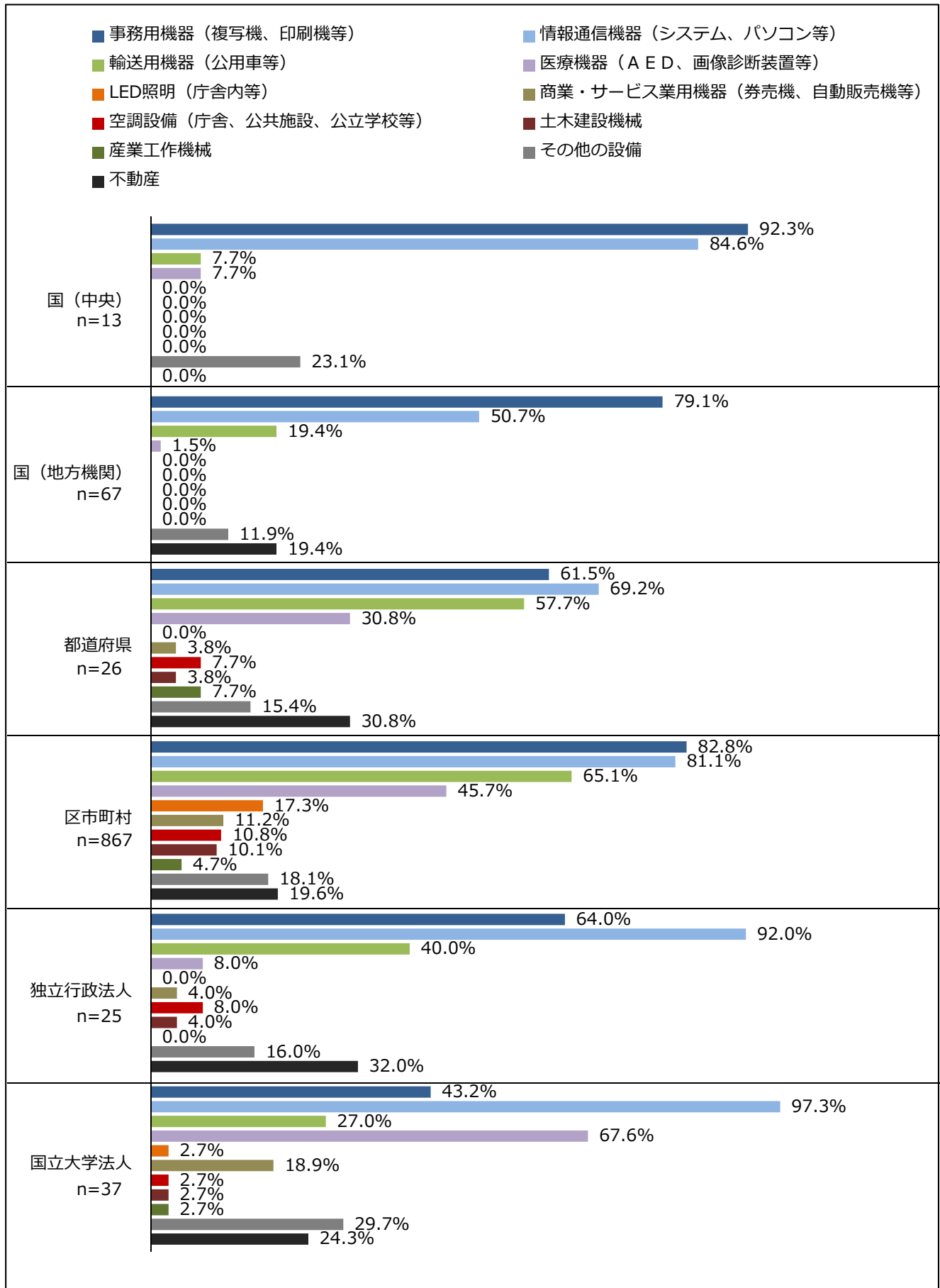
「独立行政法人」は、「情報通信機器」（92.0%）が最も高く、以下、「事務用機器」（64.0%）、「輸送用機器」（40.0%）と続いている。

「国立大学法人」は、「情報通信機器」（97.3%）が最も高く、以下、「医療機器」（67.6%）、「事務用機器」（43.2%）と続いている。他の属性と比べて「医療機器」が高い理由は、大学に附属する大学病院において、リースで「医療機器」が利用されているためである。

参考：ヒアリング調査結果

- ✓ 過去（5年前または10年前）と比べてリースで利用する設備が拡大し、リース契約の件数や金額も増加傾向にあると回答した官公庁が多い。
- ✓ 一部の官公庁において、設備導入方法の変更（リース・購入から役務提供）や業務全体を民間事業者へ委託することにより、リースで導入する設備が減少しているという回答があった。
- ✓ リースで利用している設備の種類が少ない官公庁では、多種多様な設備がリースで導入できることを知らなかったという回答が多い。

図表V-2 リース利用設備（属性別）



(3) リース利用理由

すべての属性において、「設備導入時に多額の予算が不要である」が最も高いものの、すべての属性が複数のリース利用理由を挙げており、リースの多様なメリットを評価していると考えられる。

「国(中央)」は、他の属性と比べて「大量の設備を一時期に導入(更新)することができる」(61.5%)が高く、「事務管理の省力化が図れる」(23.1%)が低い。

「国(地方機関)」は、「国(中央)」と比べて「リース期間終了後の物件の処理をリース会社に任せることができる」(40.0%)、「ライフサイクルコストが低い」(15.4%)が高い。

「都道府県」は、他の属性と比べて「事務管理の省力化が図れる」(58.3%)が高い。

「区市町村」は、「設備導入時に多額の予算が不要である」を除き、突出したリース利用理由はないものの、「大量の設備を一時期に導入(更新)することができる」(50.3%)、「コストを容易に把握できる」(48.3%)、「事務管理の省力化が図れる」(43.6%)、「リース期間終了後の物件の処理をリース会社に任せることができる」(41.5%)が大差なく挙げられており、リースの多様なメリットを評価していると考えられる。

「独立行政法人」は、「国(中央)」、「国(地方機関)」と近い結果を示しているが、「国立大学法人」は、「設備導入時に多額の予算が不要である」(100.0%)が他の属性と比べて突出している。この理由としては、2004年の国立大学の法人化により、国から独立した大学経営をしている中で、予算を確保することも厳しく、限られた予算を効率的に使用するためと考えられる。

参考：ヒアリング調査結果

「設備導入時に多額の予算が不要である」

- ✓ 限られた予算を効率的に使用するためにリースで設備を導入した。

「コストを容易に把握できる」

- ✓ リース契約期間内は定額のリース料支払いとなり、支出が平準化することから予算確保と把握が容易である。金額の大きい設備はリースで導入する傾向にある。

「事務管理の省力化が図れる」

- ✓ 購入した設備は導入から廃棄に至るまで設備の管理が続くが、リースで導入した設備はリース期間の終了時期が決まっているため、設備の管理が容易である。
- ✓ リースで設備を導入すると設備導入にかかる事務手間(設備の選定や保守)が生じない。
- ✓ 購入した設備もリースで利用する設備も同一に管理するため、事務管理面でリースの利用メリットはない、あるいは、購入したほうが代金の支払事務が簡便である。

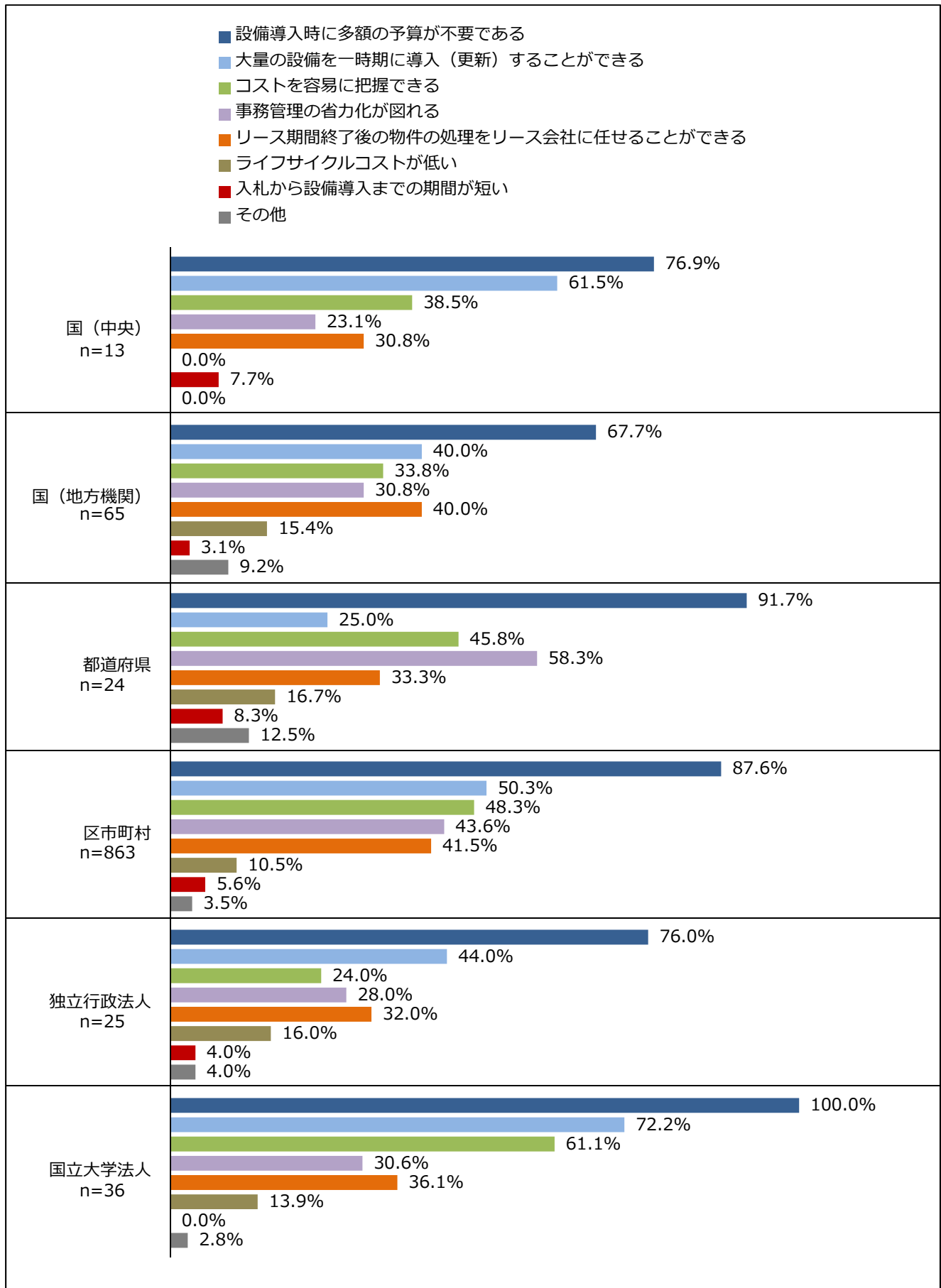
「リース期間終了後の物件の処理をリース会社に任せることができる」

- ✓ 購入した物件を廃棄処分する場合、廃棄物処理法に基づく事務手間(産業廃棄物処分業者との間で処分委託契約を締結、廃棄物管理票(マニフェスト)の発行等)が煩雑となるが、リースで設備を利用するとその事務手間を省略することができる。

「入札から設備導入までの期間が短い」

- ✓ 学校空調機器を購入すると設計、工事、保守の入札を行うこともあり、学校空調機器の導入までに1年超の期間を要するが、リースで導入した場合、入札が1回で済むこともあり、1年以内に学校空調機器を導入できた。

図表V-3 リース利用理由（属性別）



(4) リースで設備を導入する際の基準・考え方

多くの属性において、「設備の金額や種類に関わらず、ケースバイケースで購入かリースかを決定する」が最も高いものの、属性によって、リースで設備を導入する際の基準・考え方が異なる。ヒアリング調査においても、ほとんどの官公庁では、設備を使用する担当部局がリースまたは購入を選択し、官公庁全体としてリースで設備を導入する際に統一的な方針を定めていないことが確認できた。

「国（中央）」は、他の属性と比べて「設備の種類で購入かリースかを決定する」（41.7%）、「リースで導入した設備の更新は、原則として、リースとする」（41.7%）が高い。

「国（地方機関）」は、「国（中央）」と同様に、「設備の種類で購入かリースかを決定する」（41.9%）、「リースで導入した設備の更新は、原則として、リースとする」（40.3%）が高いものの、「国（中央）」と比べて「ライフサイクルコストを算定し、購入かリースかを決定する」（21.0%）が高い。

「都道府県」は、突出した基準・考え方がないものの、「交付金または補助金の有無によって、購入かリースかを決定する」（18.2%）が他の属性と比べて高い。

「区市町村」は、他の属性と比べて「財政状況により購入かリースかを決定する」（42.0%）、「交付金または補助金の有無によって、購入かリースかを決定する」（21.7%）が高い。

「独立行政法人」は、他の属性と比べて、「ライフサイクルコストを算定し、購入かリースかを決定する」（25.0%）が高い。

「国立大学法人」は、「財政状況により購入かリースかを決定する」（77.8%）が最も高い。この理由として、リース利用理由と同様に、予算を確保することも厳しく、限られた予算を効率的に使用するために、財政状況に応じて、リースまたは購入を決定していると考えられる。また、「交付金または補助金の有無によって、購入かリースかを決定する」（33.3%）が他の属性と比べて高い。

参考：ヒアリング調査結果

「設備の金額や種類に関わらず、ケースバイケースで購入かリースかを決定する」

- ✓ 設備を購入する予算がある場合、設備が耐用年数を超えて使用できる場合は購入する。
- ✓ 購入とリースを比較して金額に大差がなければリースを選択する。
- ✓ リースのメリット・デメリットを検討して、リースのメリットが大きい場合はリースを選択する。
- ✓ 予算を平準化したい場合、あるいは、維持管理費用を含めて設備を調達する場合、設備の更新時期が明確な場合にリースを選択する。
- ✓ 他の設備調達方法と比較して、経済的に優位な手法で設備を導入する。

「財政状況により購入かリースかを決定する」

- ✓ 高額な設備をリースで導入すると初年度に多額の費用支出がなく、ランニング費用とすることができ、財務の安定化を図ることができた。

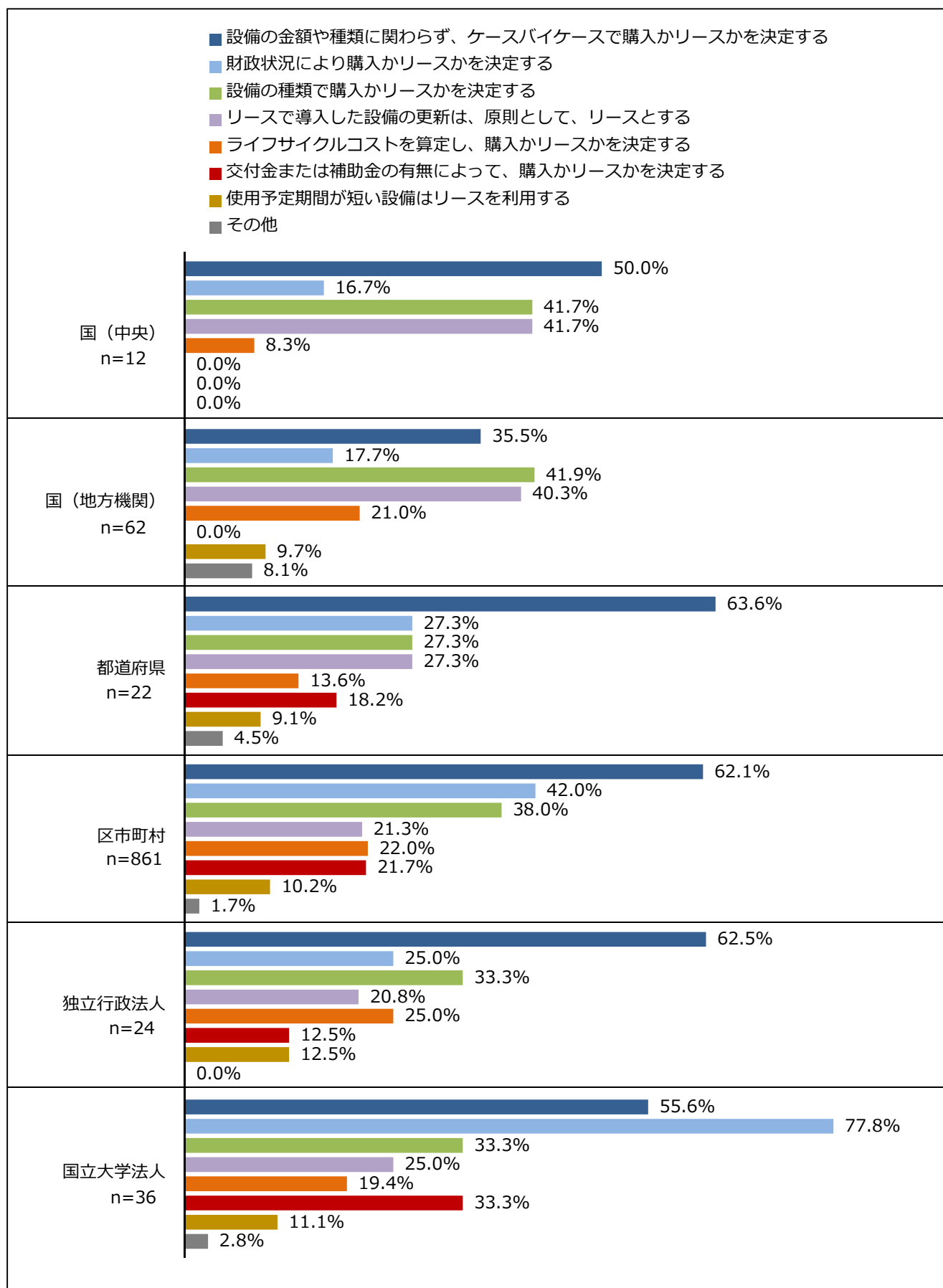
「ライフサイクルコストを算定し、購入かリースかを決定する」

- ✓ 維持管理費用に係る人件費等も考慮している。

「交付金または補助金の有無によって、購入かリースかを決定する」

- ✓ 研究の助成等を受ける場合に、研究用設備をリースで導入することが条件となっている。

図表V-4 リースで設備を導入する際の基準・考え方（属性別）



(5) リースで設備を導入する際の公告期間

すべての属性において、「その他」が最も高い。その理由は、入札金額によって公告期間が異なるため一律の日数としていない(注1)、あるいは、指名競争入札制度を採用しているため公告期間を設けていない(注2)ためである。

「国(中央)」、「都道府県」、「区市町村」では、「その他」を除くと「原則として10日以内の日数としている」が最も高くなっているが、リース会社対象調査において、「入札期間が短い」ことが官庁向けリース取引の課題の一つとして挙げられていたが、そのことが確認できた。

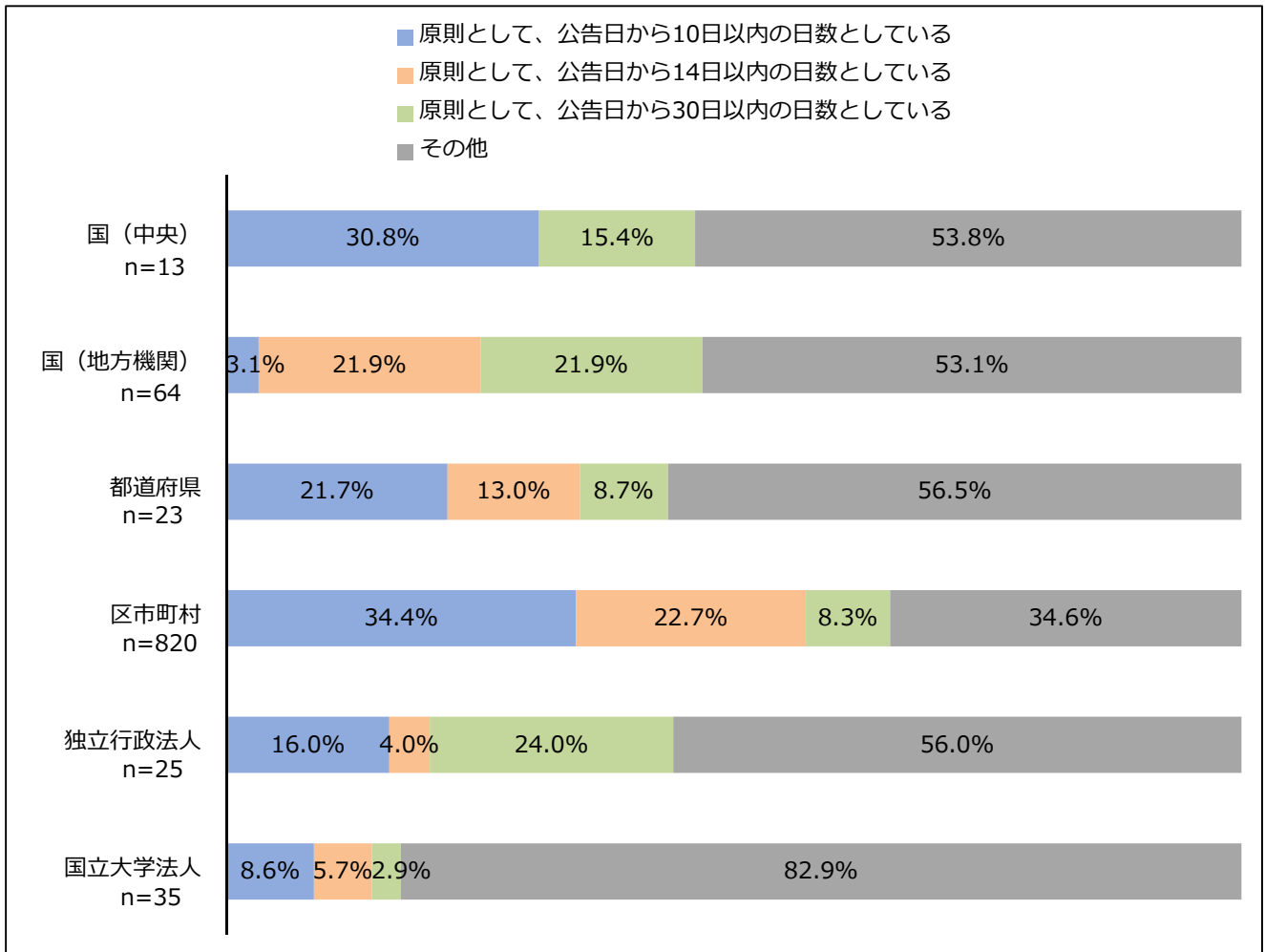
ヒアリング調査では、本設問に関連して、電子入札制度の導入状況等の調査を行ったが、「国(中央)」、「国(地方機関)」、「独立行政法人」、「国立大学法人」では、電子的な手続きで入札参加資格を得ることができるものの、個別の入札手続きについては、金額等によって、電子入札が利用できない場合もあることが確認できた。

「都道府県」、「区市町村」では、「都道府県」と「区市町村」が共同して電子入札制度を運営している場合もあるが、電子入札制度の導入を予定していない、あるいは、リースは電子入札制度の対象としていないという「都道府県」、「区市町村」があることも確認できた。

(注1) 政府の調達手続に関する国際的なルールとして、世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)の枠組みで運用される「政府調達に関する協定」が定められている。この協定の対象となる調達契約は、一定金額以上(国の場合は10万SDR=邦貨換算で1,500万円: 2018年4月1日から2020年3月31日まで)の物品の購入または借入であり、わが国においては、入札の公告期間は50日とされている。

(注2) 公募型の指名競争入札では入札公告が行われる。

図表V-5 リースで設備を導入する際の公告期間（属性別）



(6) リースで設備を導入する際の債務負担行為の設定状況等（属性別）

「国（中央）」、「国（地方機関）」は「原則として、債務負担行為を設定する」が最も高く、「都道府県」、「区市町村」は「債務負担行為の設定をせずに、原則として、長期継続契約により締結する」が最も高くなり、国と地方自治体における複数年度のリース契約に係る制度上の違い（注1）が明確に表れた。

単年度契約（注2）は、「国（中央）」（7.7%）、「国（地方機関）」（19.0%）、「区市町村」（5.0%）「独立行政法人」（9.5%）において行われている結果となった。

「独立行政法人」及び「国立大学法人」は、国や地方自治体と異なり、各法人の判断によって、複数年度のリース契約を締結することができることから、適切な設問がなかったため「原則として、債務負担行為を設定する」、または、「その他」に回答したと考えられる。

参考：ヒアリング調査結果

債務負担行為

- ✓ 予算編成のプロセスの中で行われる。リース料の見積りに基づき、リース料総額で設定し、実際の契約時にその金額を超えることができない。入札公告等で債務負担行為が設定された契約であることを示す。
- ✓ 事務手続きが煩雑である、あるいは、議会の承認をいただくために負担が生じるという官公庁が多いものの、これらの負担はないという官公庁もあった。また、財政健全化の判断比率の一つである将来負担比率の増加を招くという官公庁もあった。

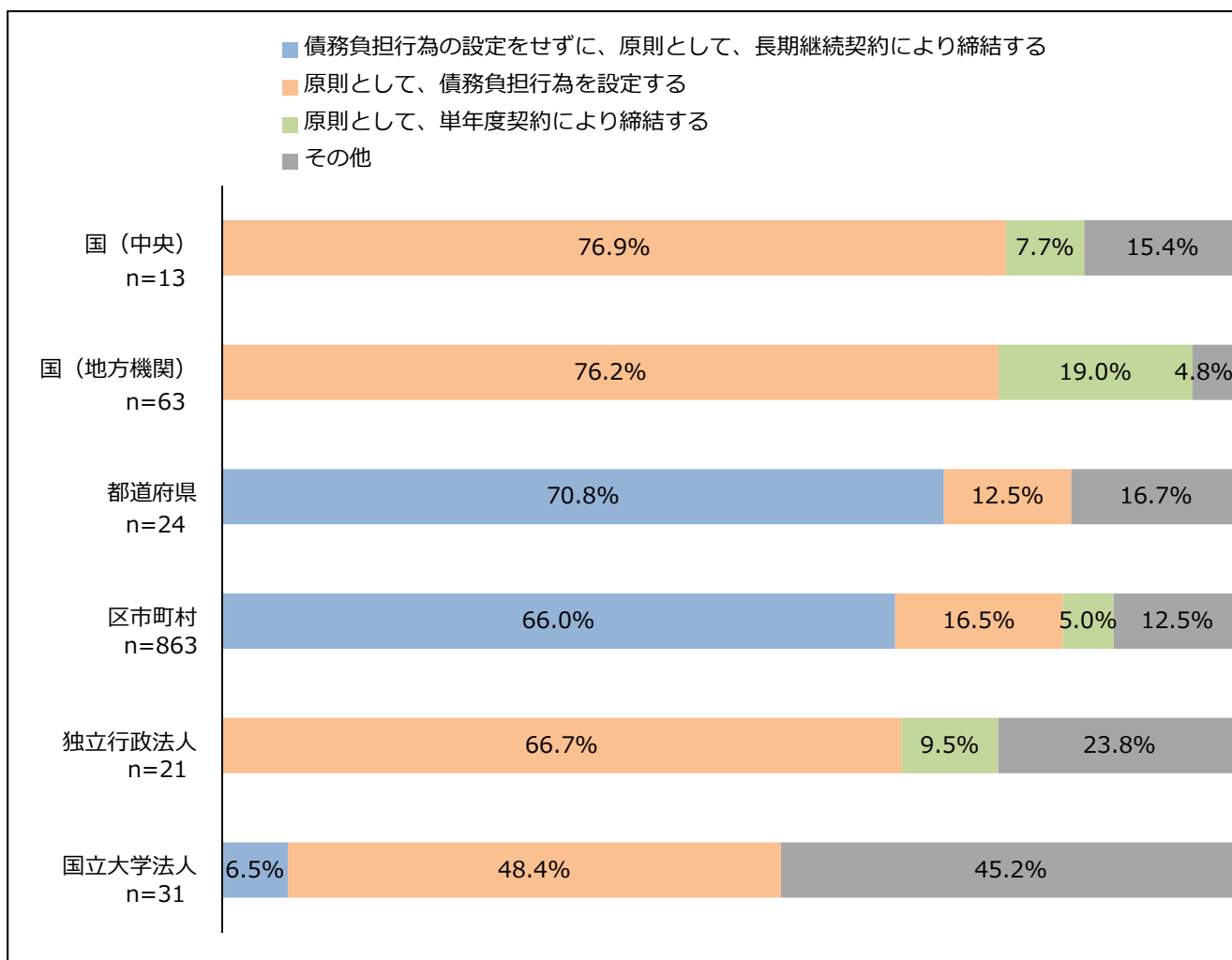
長期継続契約

- ✓ 長期継続契約を締結できる条例において、「* * * * 機器その他の物品を借り入れる契約であり、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの」と定めているが、この条例の規定により、多種多様な設備をリースで導入している。
- ✓ 国から示されている行政実例（注3）に沿って、リース期間終了後、リース物件の所有権が官公庁に移転するリース契約は「債務負担行為」を設定し、それ以外の複数年度のリース契約は、「予算の削除または減額があった場合は官公庁が契約解除できる」旨の条項を付した上で、「長期継続契約」として締結する。
- ✓ 「予算の削除または減額があった場合は官公庁が契約解除できる」旨の条項を付さないケースもある。

単年度契約

- ✓ 債務負担行為で定められていない範囲で設備の導入が必要となった場合に、単年度契約のリース契約で設備を導入することもある。
- ✓ 長期継続契約を締結できる条例を定めていないため、単年度契約のリース契約で設備を導入している。

図表V-6 リースで設備を導入する際の債務負担行為の設定状況等（属性別）



(注 1) 国は、債務負担行為が行われないと、複数年度のリース契約を締結することができない。一方、都道府県と市町村は、債務負担行為を設定しなくても、地方自治法の規定により、条例の定めに従い、複数年度のリース契約を長期継続契約として締結することができる。なお、独立行政法人及び国立大学法人は、国の制度と異なり、債務負担行為の設定をすることなく、各法人の判断によって、複数年度のリース契約を締結することができる。

(注 2) 設備を複数年度利用することを前提にリース料を算定しつつ、契約期間は単年度とする契約のこと。初年度は入札で契約が行われるが、翌年度以降は随意契約で締結される。2004 年の地方自治法改正により、地方自治体と複数年度のリース契約が締結できるようになったが、それ以前は、単年度契約が多く行われていた。

(注 3) 行政実例（1964 年 11 月 30 日自治行第 136 号） * 要約

問 建物賃貸借契約（25 年間、賃貸借期間終了後、県に所有権を譲渡）は、長期継続契約が可能であり、債務負担行為は必要ないと思うがどうか。

答 建物の無償譲渡を受けるためには、25 年間にわたり定額の賃借料を支払うことが義務付けられていることから債務負担行為が必要。

行政実例（1965 年 9 月 1 日自治行第 108 号） * 要約

問 5 年間建物を賃借する契約は、一般的には債務負担行為として予算に定めておく必要があるものと解するが、契約条項中に、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額または削除があった場合は、当該契約を解除する旨の条件を付した場合は債務負担行為とする必要はないと思うがどうか。

答 お見込みのとおり。

* 上記に対し、リース契約は翌年度以降の債務が確定している上に、契約期間途中における契約解除ができない性質のものであり、条例で長期継続契約の対象とした契約については、債務負担行為は不要という見解もある（一般財団法人地方自治研究機構ホームページ「自治体法務 Q&A」）。

(7) リース契約で使用する契約書

すべての属性において、「国等・地方自治体が独自に作成した契約書を使用する」が最も高く、「リース会社が作成した契約書を使用する」は、「区市町村」(41.1%)を除く他の属性では低い。「その他」は、リース対象設備によって、官公庁が作成した契約書とリース会社が作成した契約書を使い分けて使用するという趣旨であった。

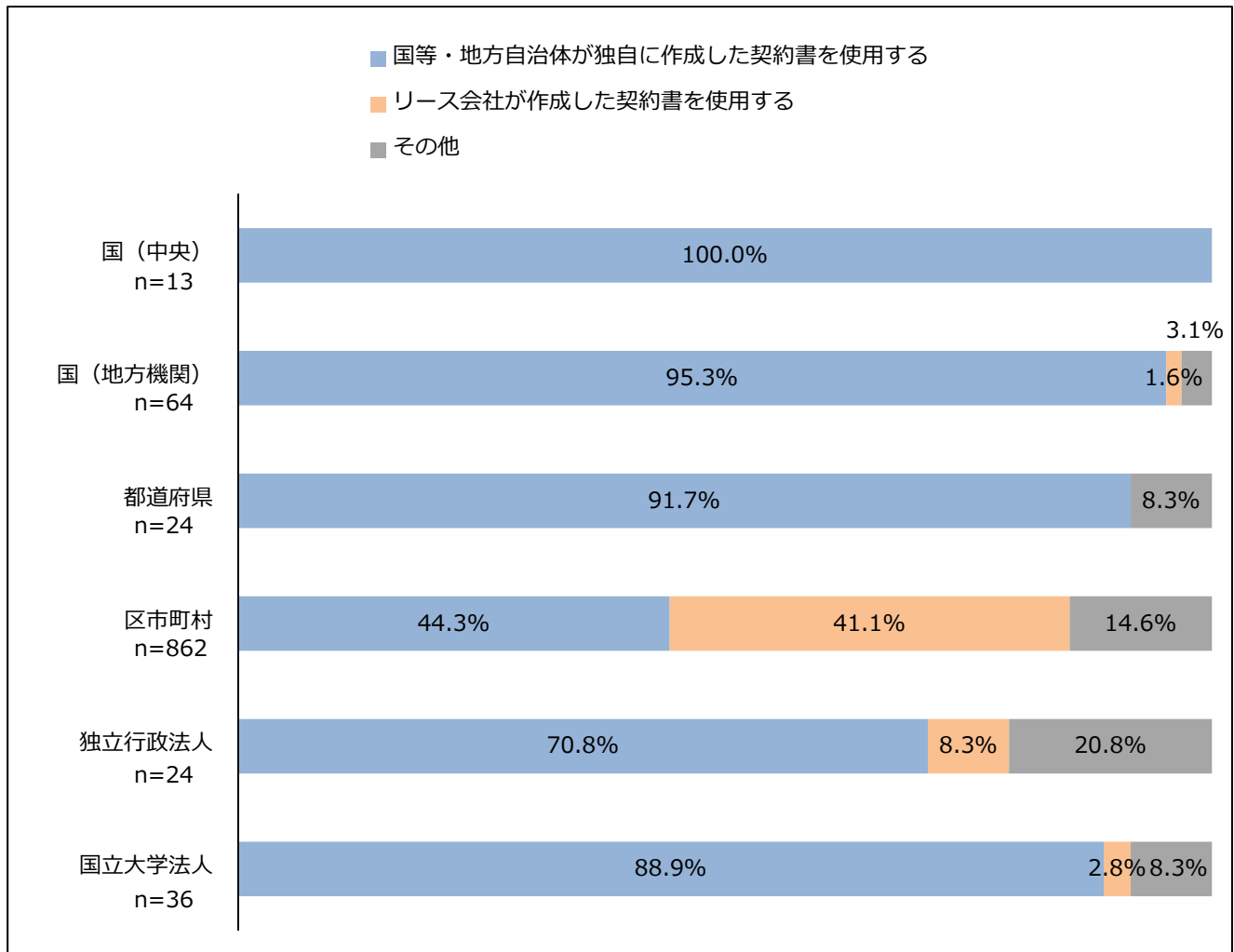
ヒアリング調査では、本設問に関連して、「国等・地方自治体が独自に作成した契約書」の契約条項に関する調査をしたところ、以下の特徴が確認できた。

- ①リース対象設備の保守・修繕義務や瑕疵担保責任はリース会社が負う。リース対象設備に瑕疵等があった場合に代品提供を求める契約条項は少ない。
- ②官公庁がリース契約を解除できる。解除事由は、リース会社の債務不履行や倒産とされている。「都道府県」や「区市町村」が長期継続契約で締結したリース契約では、契約書に「リース契約に係る予算が削除または減額された場合は、官公庁がリース契約を解除できる」旨の条項が付され、解除に伴う違約金は約定されていないことが多い。
- ③リース期間が終了した設備は、官公庁がリース会社に引き渡す。

参考：ヒアリング調査結果

- ✓ 「リース会社が作成した契約書」を使用する場合であっても、取引ごとに、その内容を確認し、必要に応じて修正を行う。
- ✓ 「リース会社が作成した契約書」を使用する場合、条項を確認するが、誤字等がなければ、そのまま使用する。
- ✓ 契約書に定めがない事項で疑義が生じた場合は、入札プロセスの中で示される仕様書に従うが、仕様書に記載がない事項（例：官公庁がリース契約を解除した場合の違約金）は、双方が協議することにより解決する。
- ✓ 過去導入した事例がなく、新たにリースで導入する設備（例：LED 照明設備、空調設備）の契約書作成は負担が大きい。
- ✓ リース契約書のひな形を作成している官公庁が多いが、契約ごとに、契約書を作成する官公庁もある。
- ✓ 契約書は契約の根幹に関わるものであり、法改正等に対応したものであるか否か等、契約ごとに条文を確認している。

図表V-7 リース契約で使用する契約書（属性別）



(8) リース料の請求書

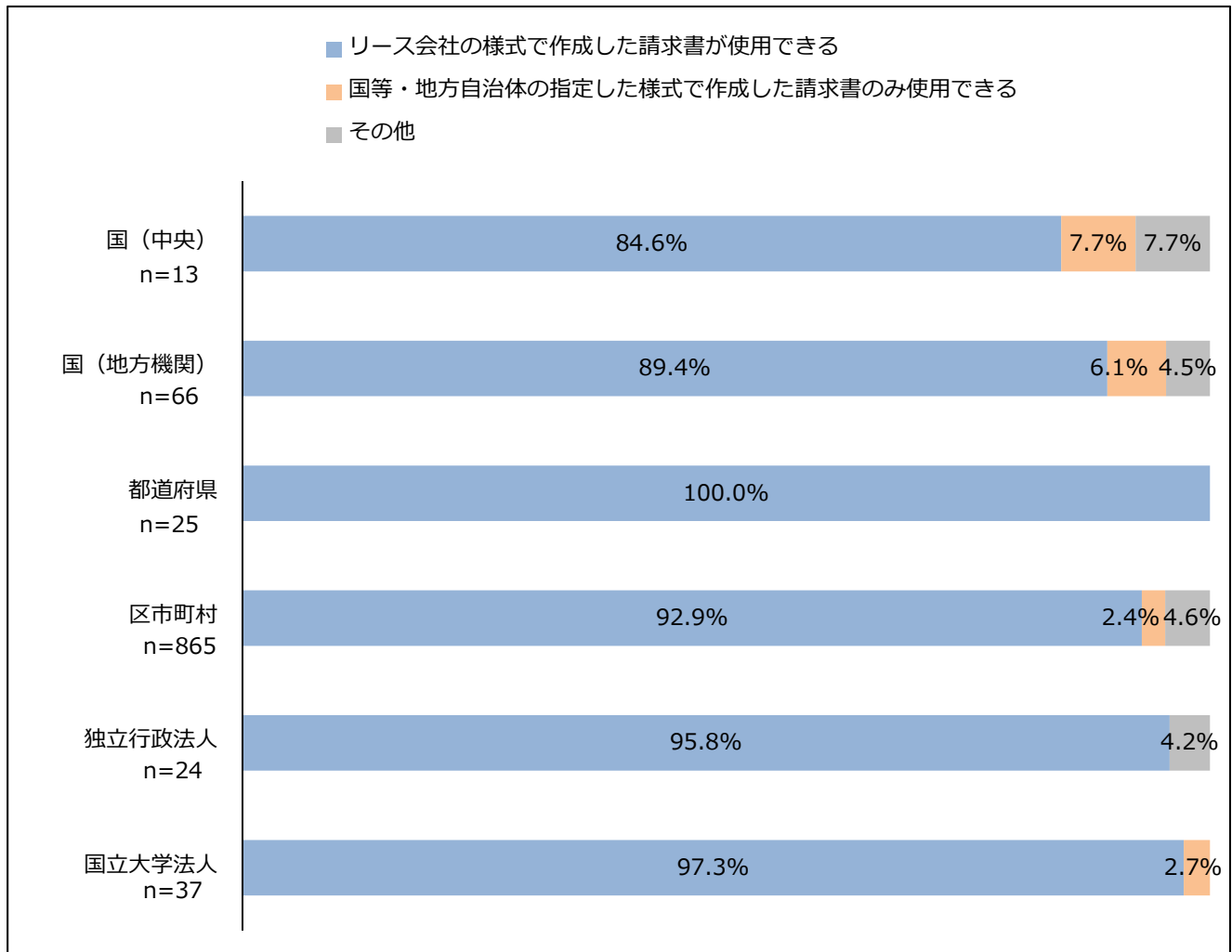
すべての属性において、「リース会社の様式で作成した請求書が使用できる」が最も高く、「国等・地方自治体の指定した様式で作成した請求書のみ使用できる」は低い。

リース会社対象調査において、国等や地方自治体が指定した様式の「指定請求書」が用いられていることが多いことが挙げられていたが、ヒアリング調査で確認したところ、官公庁が示す要件を満たせば、リース会社の様式で請求書を作成して良いものの、契約書に押印した印鑑の押印が必要となり、請求書に印刷されている会社印等は認められないことが確認できた。このことが、官公庁対象調査とリース会社対象調査の調査結果が異なる要因の一つと考えられる。

参考：ヒアリング調査結果

- ✓ リース契約書に押印した印鑑を請求書に押印するのは、請求書が真正な原本であることを証明するためである。
- ✓ 支出部門において、契約書に押印した印鑑と請求書に押印した印鑑を照合して、リース料の支払手続きをしている。

図表V-8 リース料の請求書（属性別）



(9) リース利用の課題

属性によってリース利用の課題が異なる結果となったが、「その他」を除くと、ほとんどの属性で「リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない」が上位1位または2位となった。「その他」は、設備を長期間使用する場合は、購入と比べてリースは割高になるという趣旨の回答が多い。

「国（中央）」は、「リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない」（54.5%）が最も高く、以下、「リース契約書を作成する手間がかかる」（27.3%）、「債務負担行為を設定する手続きに手間がかかる」（27.3%）と続いている。

「国（地方機関）」は、「債務負担行為を設定する手続きに手間がかかる」（35.6%）が最も高く、以下、「リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない」（28.8%）と続いている。

「都道府県」は、「その他」（42.9%）を除くと、「リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない」（35.7%）が最も高く、以下、「リース期間中は、中途解約ができない」（28.6%）と続いている。

「区市町村」は、「リース期間中は、中途解約ができない」（29.8%）が最も高く、以下、「リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない」（24.5%）、「交付金または補助金の交付を受けることができない」（20.5%）と続いている。

「独立行政法人」は、「その他」を除くと、「リース期間中は、中途解約ができない」（40.9%）が最も高く、以下、「リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない」（36.4%）と続いている。

「国立大学法人」は、「その他」を除くと、「リース期間中は、中途解約ができない」（56.3%）が最も高く、以下、「リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない」（28.1%）と続いている。

参考：ヒアリング調査結果

「リース期間中は中途解約ができない」

- ✓ 具体的な事例は生じていないが、契約を解除した際に違約金を支払う必要がある。
- ✓ 施設の再編または事業を外部委託する際に、リースで導入した設備が不要となったケースがあった。転用先があったので、リース契約を解除しなかったが、転用先がない場合は、リース契約の解除に伴う違約金の負担が生じることを懸念する。

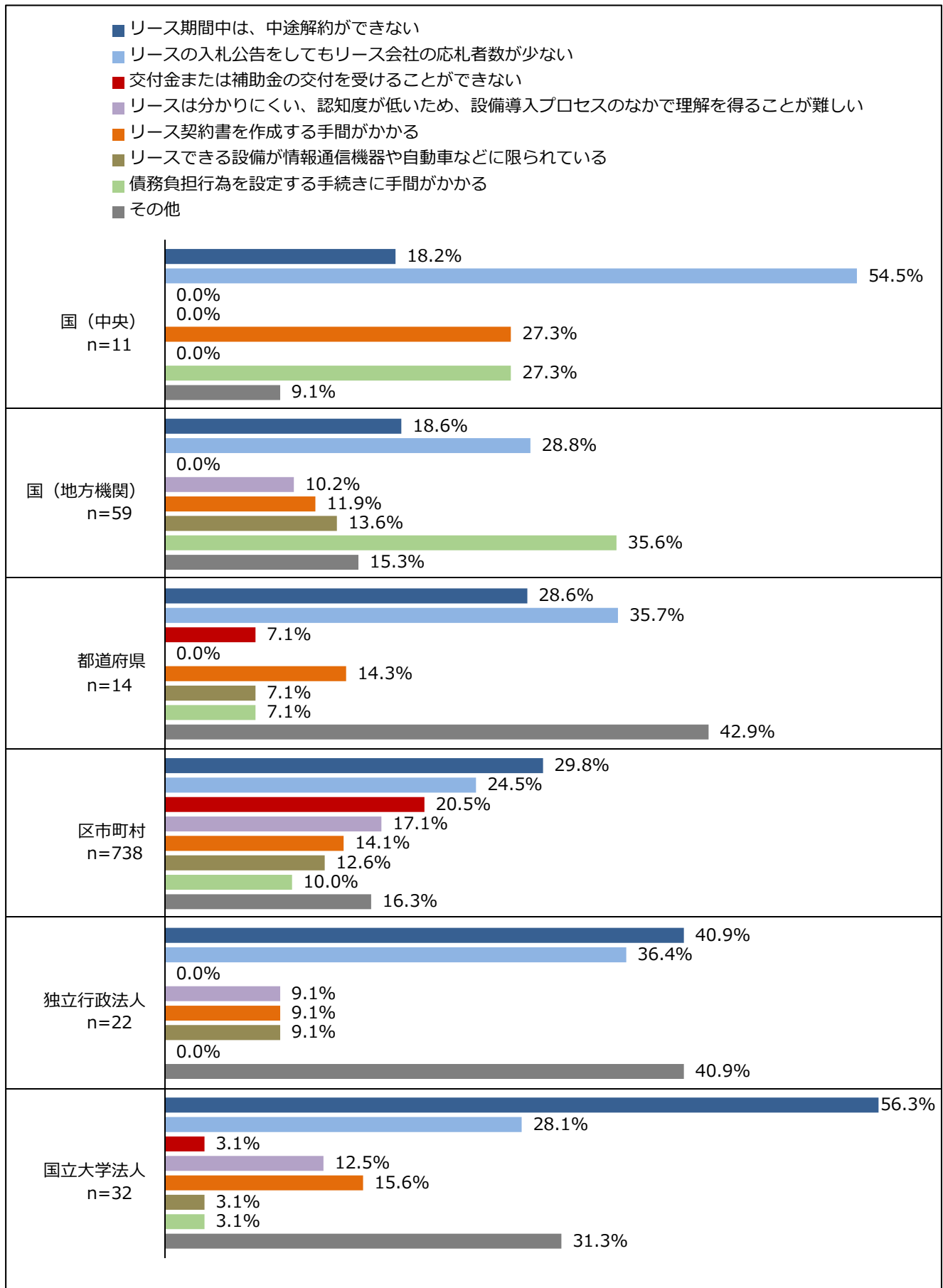
「リースの入札公告をしてもリース会社の応札者が少ない」

- ✓ システムの新規導入あるいは更新をする場合、それに対応できる会社が少ない。
- ✓ 応札者の負担を避けるために、一時期に集中することなく、年度を通して、入札を実施する。

「交付金または補助金の交付を受けることができない」

- ✓ 学校施設環境改善交付金について、リースで学校空調設備を導入した場合でも交付を受けることができれば、リースで学校空調設備を導入する。
- ✓ 設備の導入は交付金や補助金ありきではない。まずは設備導入の必要性を検討し、その上で、どの導入方式が適切か比較検討する。学校空調設備をリースで導入する場合は、国の交付金を受けることができないが、リースで設備を導入すれば入札から設置までの時間短縮ができることを評価した。

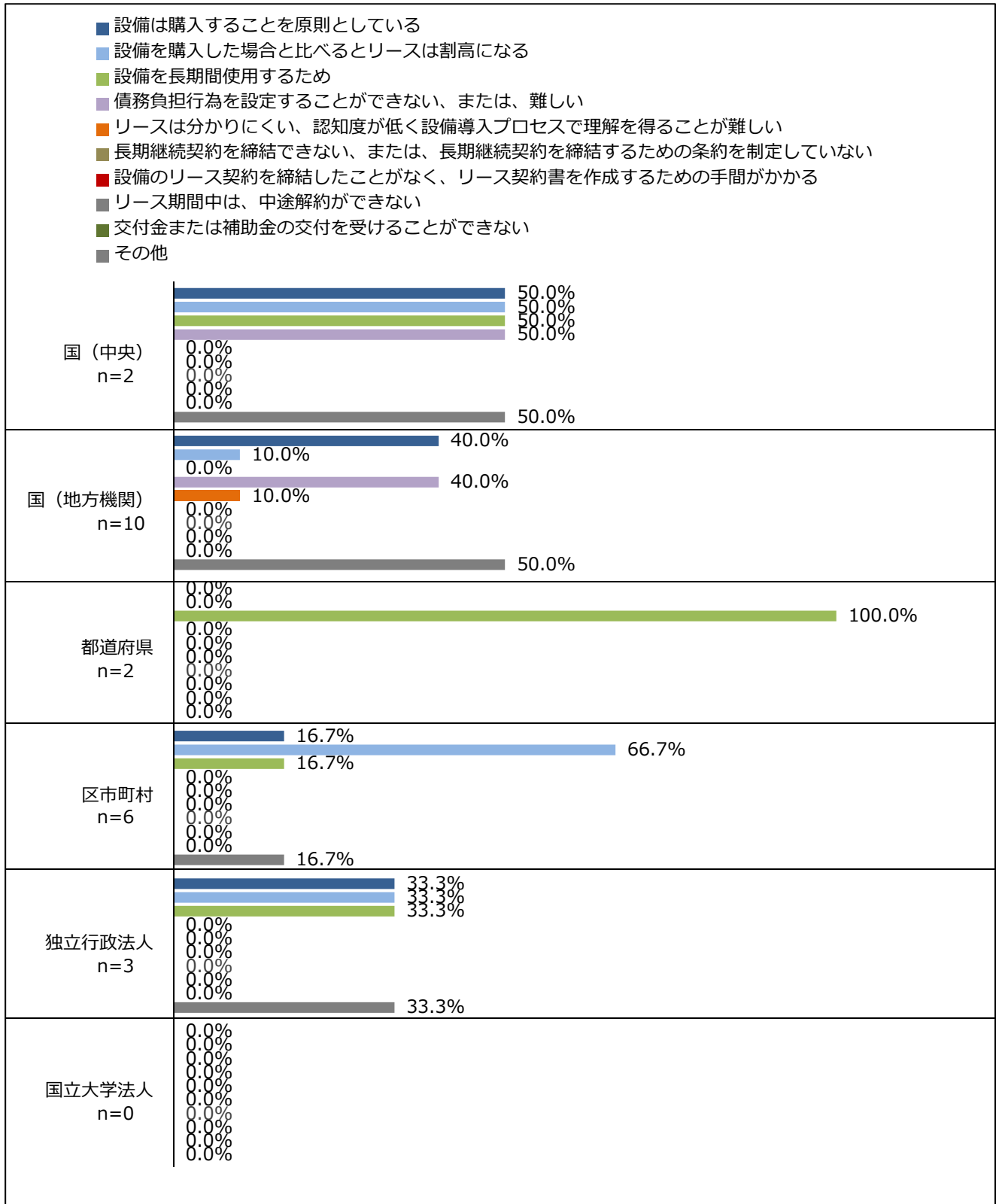
図表V-9 リース利用の課題（属性別）



(10) リースを利用しない理由

「過去にはリースを利用したことがある」または「過去に一度もリースを利用したことがない」と回答した官公庁のリースを利用しない理由は、「設備は購入することを原則としている」、「設備を購入した場合と比べるとリースは割高になる」、「設備を長期間使用するため」が高い。

図表V-10 リースを利用しない理由（属性別）

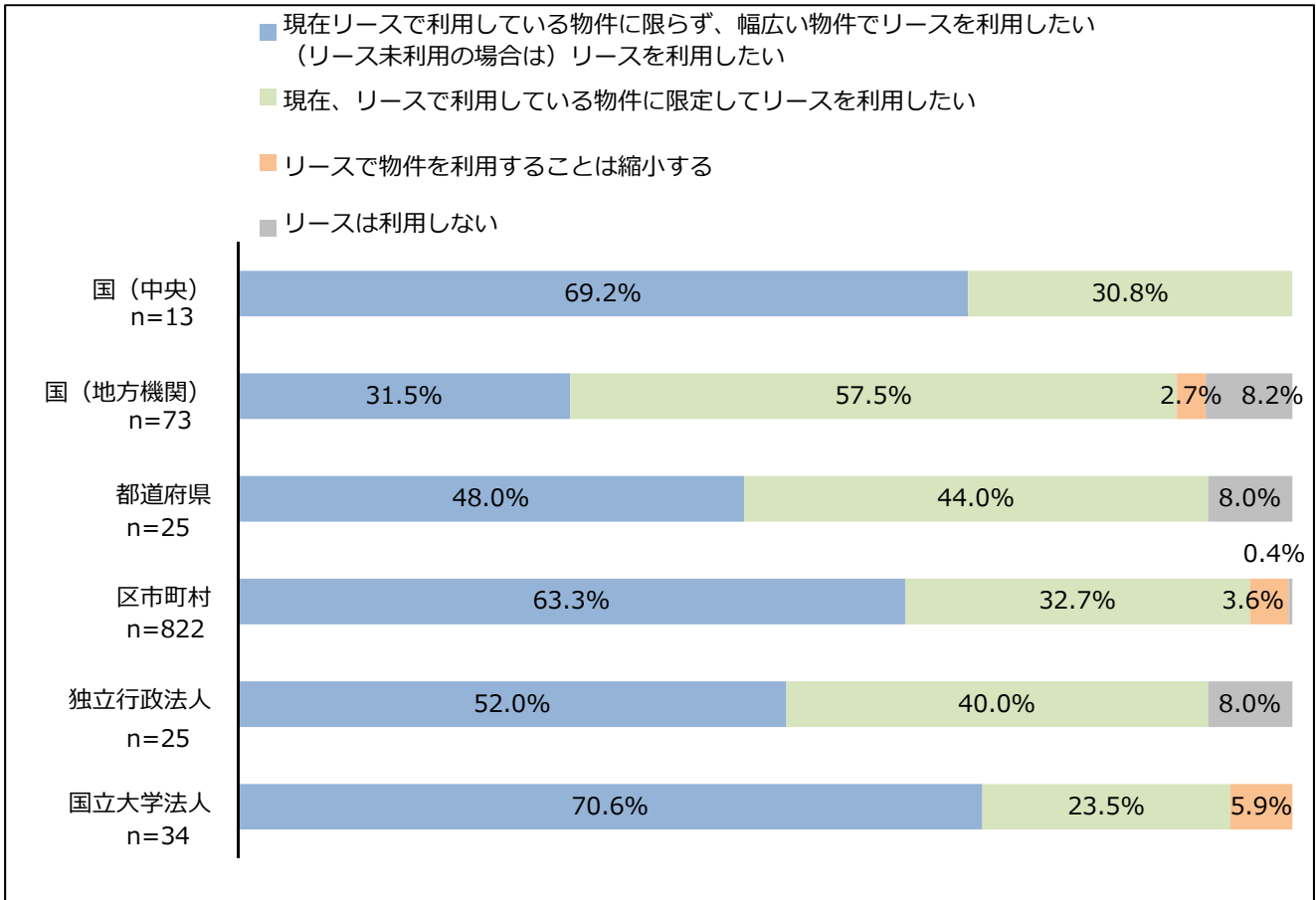


(11) 今後のリース利用の方向性

ほとんどの属性で「現在リースで利用している物件に限らず、幅広い物件でリースを利用したい、(リース未利用の場合は)リースを利用したい」が最も高く、「リースで物件を利用することを縮小する」、「リースは利用しない」は低い。

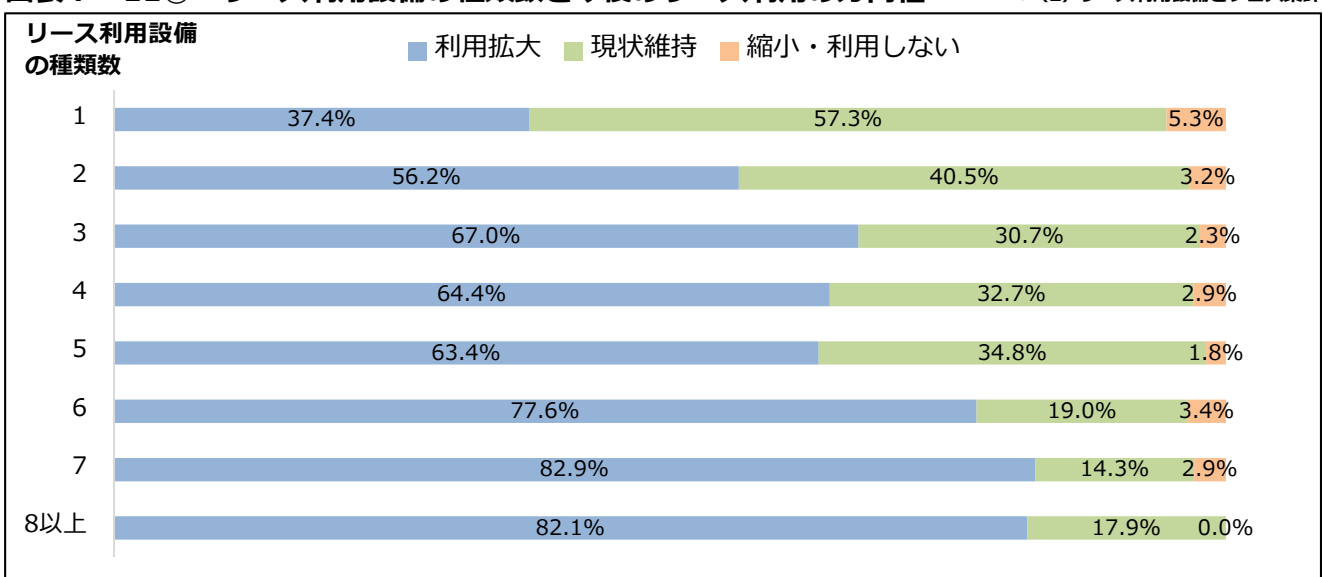
また、リースで利用している設備の種類が少ない官公庁は「現状維持」とする傾向が強く、リースで利用している設備の種類が多い官公庁は「利用拡大」する傾向が強い。

図表V-11① 今後のリース利用の方向性(属性別)



図表V-11② リース利用設備の種類数と今後のリース利用の方向性

* (2) リース利用設備とクロス集計



(12) リースまたはリース会社に期待すること（属性別）

多くの属性で「入札に積極的に参加してほしい」が最も高い。リース利用の課題として、「リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない」が上位 1 位または 2 位に挙げられていたことが要因と考えられる。

「区市町村」や「国立大学法人」は、「国等・地方自治体にメリットがある取引を提案してほしい」が最も高い。

「区市町村」は、「リースで設備を導入した場合も、交付金または補助金の交付を受けることができるようにしてほしい」が他の属性と比べて高い結果となったが、学校施設環境整備交付金がリースで導入した設備は交付金の対象外とされていることが背景にある。

すべての属性で「リースに関する広報、説明を分かりやすくしてほしい」が挙げられているが、ヒアリング調査において、リースに関する情報入手先などを調査したところ、当協会のホームページを参照している官公庁は少なく、過去の契約資料、リース会社のホームページやインターネットでの情報検索、官公庁担当官向けの研修によってリースに関する情報を入手している官公庁が多い。

参考：ヒアリング調査結果

「国等・地方自治体にメリットがある取引を提案してほしい」

- ✓ 購入とリースの経済比較、こういう設備もリースできるという提案をしてほしい。

「入札に積極的に参加してほしい」

- ✓ 電子入札制度を活用して入札に積極的に参加してほしい。なお、電子入札制度を導入している中で、入札手続きを書面で行うリース会社がある。双方の事務合理化のために、電子入札制度を利用してほしい。
- ✓ 一つの入札案件に時間をかけることができないため、入札期間を 2 週間としているが、入札期間が短いことが入札者が少ない要因の一つであることは理解している。

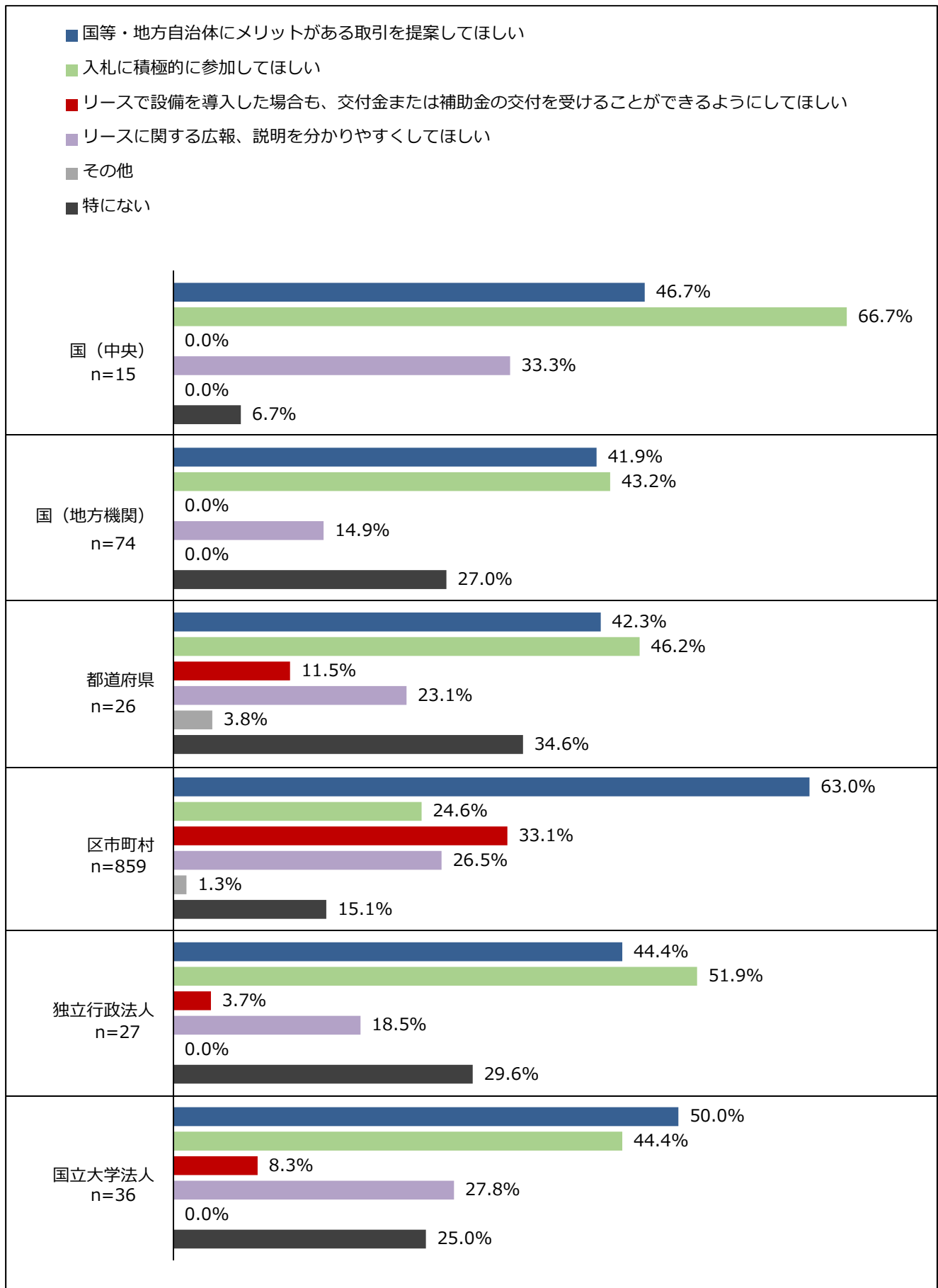
「リースで設備を導入した場合も、交付金または補助金の交付を受けることができるようにしてほしい」

- ✓ リースで導入する設備について、交付金または補助金の交付を受けることができれば、トータルコストでリースを選択する。

「リースに関する広報、説明を分かりやすくしてほしい」

- ✓ リースに関する知識がない者であっても、リースが理解できる情報がほしい。
- ✓ 官公庁向けリースに関する情報が少ない。
- ✓ ファイナンス・リース、オペレーティング・リース、レンタルなど賃貸借には様々な取引があるため、それぞれのメリット・デメリットを分かりやすく情報提供してほしい。
- ✓ 官公庁はリース契約の制度が異なる。リース事業協会のホームページに官公庁向けのリースに関する情報が掲載されるようになれば有効活用する。
- ✓ リース事業協会のホームページを参照するが、情報を簡潔にほしい。

図表V-12 リースまたはリース会社に期待すること（属性別）



(13) リースについて知りたい情報

すべての属性で「リースの活用事例」または「リースに関する基本的な仕組み、メリット・デメリットの解説」が高い。以下、「リース契約の解説」を挙げる属性が多く、「区市町村」においては、「リースで設備を導入した場合に利用できる補助金制度の解説」(41.4%)が高い。

「リースの会計処理の解説」について、ヒアリング調査で調査したところ、リース契約に係る消費税の取扱いに関する解説、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の相違の解説を挙げる官公庁が多い。

参考：ヒアリング調査結果

「リースの活用事例」

- ✓ 幅広い設備がリースで導入できることを知らなかった。リースの活用事例を紹介していただきたい。

「リースに関する基本的な仕組み、メリット・デメリットの解説」

- ✓ 議会や他部署に説明するために分かりやすい情報がほしい。
- ✓ リースによるコスト削減メリットを説明することが難しい。そのような情報がほしい。
- ✓ リースに関する知識が不足しているので、リースの基本的なことをはじめ全体的に学びたい。そのような機会があれば参加したい。

「リース契約の解説」

- ✓ 少しでも情報を集めたい。実務者向けの情報がほしい。

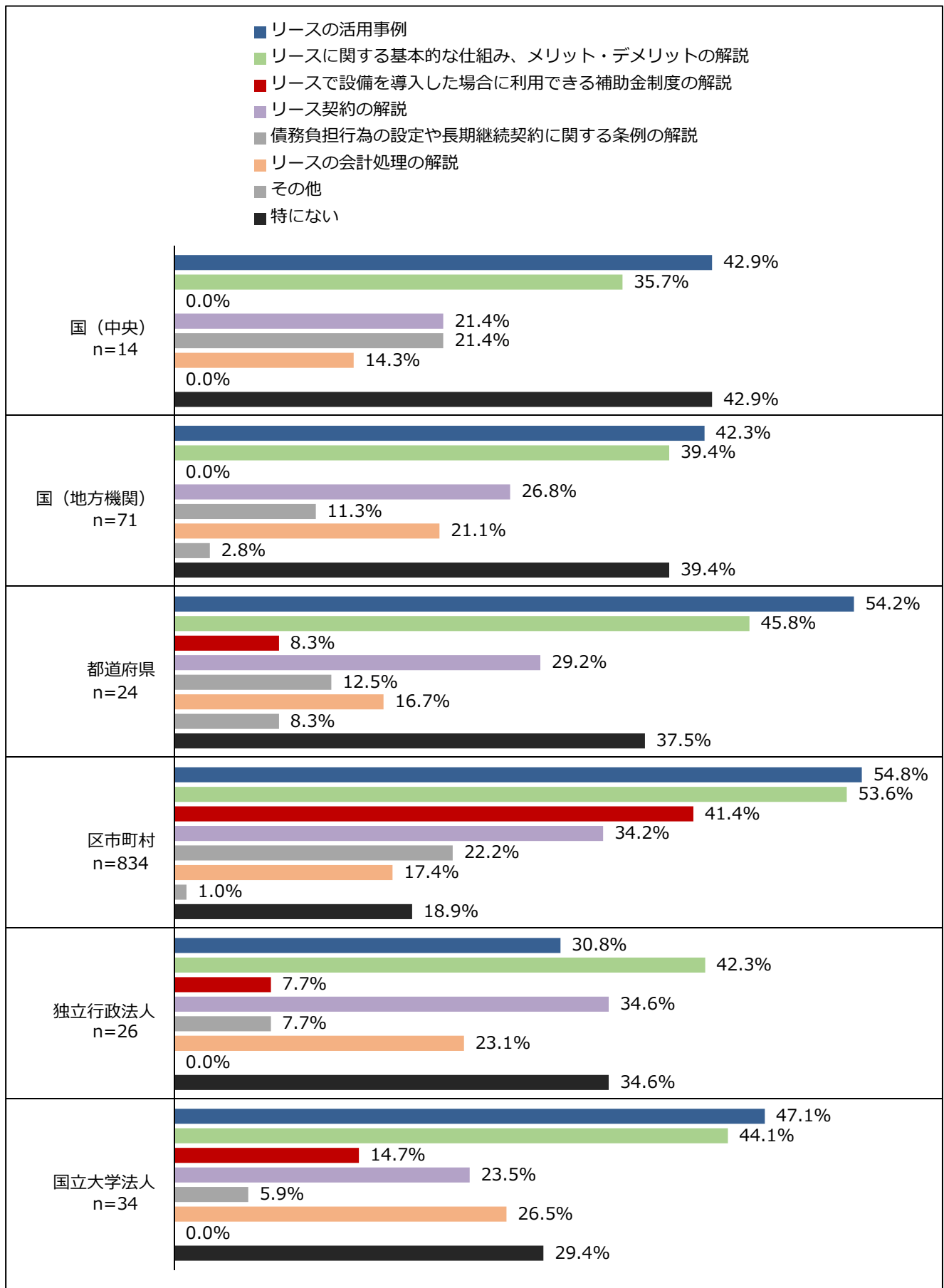
「リースで設備を導入した場合に利用できる補助金制度の解説」

- ✓ 情報があれば教えていただきたい。

「リースの会計処理の解説」

- ✓ 少しでも情報を集めたい。実務者向けの情報がほしい。
- ✓ 消費税に関する情報、特に、消費税率引き上げ時の対応に関する情報がほしい。
- ✓ ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分を教えてほしい。

図表V-13 リースについて知りたい情報（属性別）



参考：集計データ

Ⅲ 官公庁対象調査結果（単純集計データ）

図表Ⅲ－１ リースの利用状況

n=1,062

設問	回答数	構成比
現在リースを利用している	1,037	97.6%
過去にはリースを利用したことがある	12	1.1%
過去に一度もリースを利用したことがない	13	1.2%
合計	1,062	100.0%

図表Ⅲ－２ リース利用設備

n=1,037（複数回答）

	回答数	構成比
事務用機器（複写機、印刷機等）	831	80.1%
情報通信機器（システム、パソコン等）	825	79.6%
輸送用機器（公用車等）	613	59.1%
医療機器（AED、画像診断装置等）	433	41.8%
LED 照明（庁舎内等）	151	14.6%
商業・サービス業用機器（券売機、自動販売機等）	106	10.2%
空調設備（庁舎、公共施設、公立学校等）	99	9.5%
うち公立学校の空調設備	38	3.7%
土木建設機械	91	8.8%
産業工作機械	44	4.2%
その他の設備	187	18.0%
不動産	208	20.1%

図表Ⅲ－３ リース利用理由

n=1,026（複数回答）

	回答数	構成比
設備導入時に多額の予算が不要である	887	86.5%
大量の設備を一時期に導入（更新）することができる	511	49.8%
コストを容易に把握できる	483	47.1%
事務管理の省力化が図れる	431	42.0%
リース期間終了後の物件の処理をリース会社に任せることができる	417	40.6%
ライフサイクルコストが低い	114	11.1%
入札から設備導入までの期間が短い	54	5.3%
その他	41	4.0%

図表Ⅲ-4 リースで設備を導入する際の基準・考え方

n=1,017 (複数回答)

	回答数	構成比
設備の金額や種類に関わらず、ケースバイケースで購入かリースかを決定する	612	60.2%
財政状況により購入かリースかを決定する	415	40.8%
設備の種類で購入かリースかを決定する	384	37.8%
リースで導入した設備の更新は、原則として、リースとする	233	22.9%
ライフサイクルコストを算定し、購入かリースかを決定する	219	21.5%
交付金または補助金の有無によって、購入かリースかを決定する	206	20.3%
使用予定期間が短い設備はリースを利用する	103	10.1%
その他	22	2.2%

図表Ⅲ-5 リースで設備を導入する際の公告期間

n=980

設問	回答数	構成比
原則として、公告日から10日以内の日数としている	300	30.6%
原則として、公告日から14日以内の日数としている	206	21.0%
原則として、公告日から30日以内の日数としている	93	9.5%
その他	381	38.9%
合計	980	100.0%

図表Ⅲ-6 リースで設備を導入する際の債務負担行為の設定状況等

n=1,015

設問	回答数	構成比
債務負担行為の設定をせずに、原則として、長期継続契約により締結する	589	58.0%
原則として、債務負担行為を設定する	232	22.9%
原則として、単年度契約により締結する	58	5.7%
その他	136	13.4%
合計	1,015	100.0%

図表Ⅲ-7 リース契約で使用する契約書

n=1,023

設問	回答数	構成比
国等・地方自治体が独自に作成した契約書を使用する	527	51.5%
リース会社が作成した契約書を使用する	358	35.0%
その他	138	13.5%
合計	1,023	100.0%

図表Ⅲ-8 リース料の請求書

n=1,030

設問	回答数	構成比
リース会社の様式で作成した請求書が使用できる	958	93.0%
国等・地方自治体の指定した様式で作成した請求書のみ使用できる	27	2.6%
その他	45	4.4%
合計	1,030	100.0%

図表Ⅲ-9 リース利用の課題

n=876 (複数回答)

	回答数	構成比
リース期間中は、中途解約ができない	264	30.1%
リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない	226	25.8%
交付金または補助金の交付を受けることができない	153	17.5%
リースは分かりにくい、認知度が低いため、設備導入プロセスのなかで理解を得ることが難しい	138	15.8%
リース契約書を作成する手間がかかる	123	14.0%
リースできる設備が情報通信機器や自動車などに限られている	105	12.0%
債務負担行為を設定する手続きに手間がかかる	100	11.4%
その他	155	17.7%

図表Ⅲ-10 リースを利用しない理由

n=23 (複数回答)

	回答数	構成比
設備は購入することを原則としている	7	30.4%
設備を購入した場合と比べるとリースは割高になる	7	30.4%
設備を長期間使用するため	5	21.7%
債務負担行為を設定することができない、または、難しい	5	21.7%
リースは分かりにくい、認知度が低いため設備導入プロセスで理解を得ることが難しい	1	4.3%
長期継続契約を締結できない、または、長期継続契約を締結するための条約を制定していない	0	0.0%
設備のリース契約を締結したことがなく、リース契約書を作成するための手間がかかる	0	0.0%
リース期間中は、中途解約ができない	0	0.0%
交付金または補助金の交付を受けることができない	0	0.0%
その他	8	34.8%

図表Ⅲ-11 今後のリース利用の方向性

n=992

設問	回答数	構成比
現在、リースで利用している物件に限らず、幅広い物件でリースを利用したい、(リース未利用の場合は)リースを利用したい	601	60.6%
現在、リースで利用している物件に限定してリースを利用したい	344	34.7%
リースで物件を利用することは縮小する	34	3.4%
リースは利用しない	13	1.3%
合計	992	100.0%

図表Ⅲ－12 リースまたはリース会社に期待すること

n=1,037 (複数回答)

	回答数	構成比
国等・地方自治体にメリットがある取引を提案してほしい	620	59.8%
入札に積極的に参加してほしい	295	28.4%
リースで設備を導入した場合も、交付金または補助金の交付を受けることができるようにしてほしい	291	28.1%
リースに関する広報、説明を分かりやすくしてほしい	265	25.6%
その他	12	1.2%
特にない	177	17.1%

図表Ⅲ－13 リースについて知りたい情報

n=1,003 (複数回答)

	回答数	構成比
リースの活用事例	530	52.8%
リースに関する基本的な仕組み、メリット・デメリットの解説	517	51.5%
リースで設備を導入した場合に利用できる補助金制度の解説	354	35.3%
リース契約の解説	331	33.0%
債務負担行為の設定や長期継続契約に関する条例の解説	203	20.2%
リースの会計処理の解説	181	18.0%
その他	12	1.2%
特にない	220	21.9%

Ⅳ リース会社対象調査結果（集計データ）

図表Ⅳ-1-1 官公庁向けリース取引の方針

n=198

	回答数	構成比
積極的に取引している	51	25.8%
積極的に取引していない	69	34.8%
過去取引していたが現在は停止	18	9.1%
取引していない	60	30.3%
合計	198	100.0%

図表Ⅳ-1-3 官公庁向けリース取引を行う理由

国 n=41、都道府県 n=70、市町村 n=117、その他 n=60（複数回答）

	取引先			
	国	都道府県	市町村	その他
与信リスクがないため	82.9%	82.9%	78.6%	78.3%
メーカー等の要請があるため	68.3%	60.0%	54.7%	63.3%
取引が安定化しているため	34.1%	28.6%	34.2%	28.3%
1件当たりの契約金額が大きい	19.5%	12.9%	16.2%	16.7%
マーケットが拡大しているため	9.8%	12.9%	10.3%	10.0%
収益性が高いため	4.9%	2.9%	4.3%	1.7%
その他	2.4%	8.6%	9.4%	5.0%

注) 回答数は、取引先別に、取引理由のいずれかに回答した会員会社数を表す。

図表Ⅳ-2-1 入札参加資格に関する課題

国 n=27、都道府県 n=52、市町村 n=86、その他 n=31（複数回答）

	取引先			
	国	都道府県	市町村	その他
書類作成が煩雑である	74.1%	67.3%	62.8%	71.0%
資格申請の書式が自治体（国は組織）ごとに異なる	33.3%	59.6%	57.0%	51.6%
資格申請時に要求される書類が異なる	33.3%	46.2%	41.9%	48.4%
ホームページで公開されていない	0.0%	3.8%	11.6%	9.7%
入札参加資格を得ることが難しい	3.7%	5.8%	3.5%	0.0%
その他	29.6%	21.2%	22.1%	25.8%

注) 回答数は、取引先別に、取引理由のいずれかに回答した会員会社数を表す。

図表Ⅳ-3 入札手続きに関する課題

国 n=33、都道府県 n=53、市町村 n=94、その他 n=33 (複数回答)

	取引先			
	国	都道府県	市町村	その他
入札期間が短い	54.5%	62.3%	68.1%	54.5%
取引条件や設備の仕様が不明確である	33.3%	39.6%	38.3%	36.4%
入札するための書類作成が煩雑である	39.4%	35.8%	24.5%	33.3%
ホームページで公開されていない	9.1%	15.1%	19.1%	24.2%
その他	18.2%	13.2%	18.1%	15.2%

注) 回答数は、取引先別に、取引理由のいずれかに回答した会員会社数を表す。

図表Ⅳ-4-1 長期継続契約の状況

国 n=33、都道府県 n=55、市町村 n=106、その他 n=46

	取引先			
	国	都道府県	市町村	その他
概ね長期継続契約が行われている	61.1%	59.7%	61.7%	70.4%
長期継続契約が行われることが多い	22.2%	27.4%	27.8%	22.2%
長期継続と単年度が約半数ずつ	2.8%	6.5%	3.5%	1.9%
単年度契約が行われることが多い	8.3%	3.2%	4.3%	3.7%
概ね単年度契約が行われている	5.6%	3.2%	2.6%	1.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表Ⅳ-4-2 債務負担行為の状況

国 n=33、都道府県 n=55、市町村 n=106、その他 n=46

	取引先			
	国	都道府県	市町村	その他
概ね債務負担行為が行われている	48.5%	32.7%	29.2%	28.3%
債務負担行為が行われることが多い	18.2%	25.5%	21.7%	26.1%
約半数で債務負担行為が行われている	6.1%	1.8%	2.8%	4.3%
債務負担行為が行われることが少ない	21.2%	20.0%	22.6%	23.9%
債務負担行為は行われない	6.1%	20.0%	23.6%	17.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表Ⅳ-5 リース契約で使用する契約書の状況 国 n=34、都道府県 n=63、市町村 n=115、その他 n=56

	取引先			
	国	都道府県	市町村	その他
概ね指定契約書が用いられている	82.4%	69.8%	55.7%	46.4%
指定契約書が用いられることが多い	11.8%	23.8%	18.3%	21.4%
約半数ずつ用いられている	0.0%	1.6%	10.4%	5.4%
リース契約書が用いられることが多い	5.9%	4.8%	12.2%	19.6%
概ねリース契約書が用いられている	0.0%	0.0%	3.5%	7.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表Ⅳ-6 リース料の請求書の状況

国 n=35、都道府県 n=61、市町村 n=113、その他 n=58

	取引先			
	国	都道府県	市町村	その他
概ね指定請求書が用いられている	37.1%	29.5%	23.0%	17.2%
指定請求書が用いられることが多い	17.1%	14.8%	8.0%	10.3%
約半数ずつ用いられている	11.4%	11.5%	13.3%	12.1%
リース会社様式が用いられることが多い	17.1%	24.6%	35.4%	29.3%
概ねリース会社様式が用いられている	17.1%	19.7%	20.4%	31.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表Ⅳ-8 官公庁とのリース取引を止めた理由またはリース取引を行わない理由

n=78

	回答数	構成比
事務手続きが煩雑である	30	38.5%
入札や指定契約書の条件（保守、瑕疵担保責任等）に対応できない	29	37.2%
民間企業との間のリース取引と比較して収益性が低い	24	30.8%
官公庁のニーズがない	21	26.9%
人材・知識・経験が不足している	20	25.6%
入札情報を入手するのが難しい	20	25.6%
単年度契約や債務負担行為が行われない場合のリスクがある	19	24.4%
契約条項において、不可抗力のリスク負担がリース会社	11	14.1%
契約条項において、中途解約時の残債に関する規定が不明確	10	12.8%
契約条項において、第三者賠償責任がリース会社負担	4	5.1%
入札保証金、契約保証金の負担がある	1	1.3%
その他	21	26.9%

図表Ⅳ-9 今後の官公庁向けリース取引の取引方針

n=198

	取引先			
	国	都道府県	市町村	その他
増加する方針（または開始する方針）	7.6%	10.6%	12.6%	8.1%
現状維持	17.2%	27.8%	42.4%	25.3%
縮小する方針	2.0%	3.0%	5.6%	3.5%
取引しない	73.2%	58.6%	39.4%	63.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表Ⅳ－10 官公庁とのリース取引を促進するために期待される施策等

取引している n=101、取引していない n=58

	取引 している	取引 していない
都道府県・市町村における入札参加資格の統一化	69.3%	36.2%
法制度の改正（国のリース契約の長期継続契約化）	34.7%	41.4%
都道府県・市町村における入札情報のポータルサイト開設	31.7%	24.1%
指定請求書の改善	30.7%	12.1%
設備を取得した場合にのみ利用できる補助金制度のリース適用	23.8%	20.7%
官公庁に対するリース取引の広報	19.8%	20.7%
官公庁担当官に対するリース関連研修	17.8%	17.2%
その他	12.9%	20.7%

V 官公庁対象調査結果（属性別集計データ）

図表V-1 リースの利用状況（属性別）

	国中央	国地方機関	都道府県	区市町村	独立行政法人	国立大学法人
n	15	78	28	876	28	37
現在リースを利用している	86.7%	85.9%	92.9%	99.2%	89.3%	100.0%
過去にはリースを利用したことがある	6.7%	6.4%	0.0%	0.6%	3.6%	0.0%
過去に一度もリースを利用したことがない	6.7%	7.7%	7.1%	0.2%	7.1%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表V-2 リース利用設備（属性別）

	国中央	国地方機関	都道府県	区市町村	独立行政法人	国立大学法人
n	13	67	26	867	25	37
事務用機器（複写機、印刷機等）	92.3%	79.1%	61.5%	82.8%	64.0%	43.2%
情報通信機器（システム、パソコン等）	84.6%	50.7%	69.2%	81.1%	92.0%	97.3%
輸送用機器（公用車等）	7.7%	19.4%	57.7%	65.1%	40.0%	27.0%
医療機器（AED、画像診断装置等）	7.7%	1.5%	30.8%	45.7%	8.0%	67.6%
LED照明（庁舎内等）	0.0%	0.0%	0.0%	17.3%	0.0%	2.7%
商業・サービス業用機器（券売機、自動販売機等）	0.0%	0.0%	3.8%	11.2%	4.0%	18.9%
空調設備（庁舎、公共施設、公立学校等）	0.0%	0.0%	7.7%	10.8%	8.0%	2.7%
土木建設機械	0.0%	0.0%	3.8%	10.1%	4.0%	2.7%
産業工作機械	0.0%	0.0%	7.7%	4.7%	0.0%	2.7%
その他の設備	23.1%	11.9%	15.4%	18.1%	16.0%	29.7%
不動産	0.0%	19.4%	30.8%	19.6%	32.0%	24.3%

図表V-3 リース利用理由（属性別）

	国中央	国地方機関	都道府県	区市町村	独立行政法人	国立大学法人
n	13	65	24	863	25	36
設備導入時に多額の予算が不要である	76.9%	67.7%	91.7%	87.6%	76.0%	100.0%
大量の設備を一時期に導入（更新）することができる	61.5%	40.0%	25.0%	50.3%	44.0%	72.2%
コストを容易に把握できる	38.5%	33.8%	45.8%	48.3%	24.0%	61.1%
事務管理の省力化が図れる	23.1%	30.8%	58.3%	43.6%	28.0%	30.6%
リース期間終了後の物件の処理をリース会社に任せることができる	30.8%	40.0%	33.3%	41.5%	32.0%	36.1%
ライフサイクルコストが低い	0.0%	15.4%	16.7%	10.5%	16.0%	13.9%
入札から設備導入までの期間が短い	7.7%	3.1%	8.3%	5.6%	4.0%	0.0%
その他	0.0%	9.2%	12.5%	3.5%	4.0%	2.8%

図表V-4 リースで設備を導入する際の基準・考え方（属性別）

	国中央	国地方機関	都道府県	区市町村	独立行政法人	国立大学法人
n	12	62	22	861	24	36
設備の金額や種類に関わらず、ケースバイケースで購入かリースかを決定する	50.0%	35.5%	63.6%	62.1%	62.5%	55.6%
財政状況により購入かリースかを決定する	16.7%	17.7%	27.3%	42.0%	25.0%	77.8%
設備の種類で購入かリースかを決定する	41.7%	41.9%	27.3%	38.0%	33.3%	33.3%
リースで導入した設備の更新は、原則として、リースとする	41.7%	40.3%	27.3%	21.3%	20.8%	25.0%
ライフサイクルコストを算定し、購入かリースかを決定する	8.3%	21.0%	13.6%	22.0%	25.0%	19.4%
交付金または補助金の有無によって、購入かリースかを決定する	0.0%	0.0%	18.2%	21.7%	12.5%	33.3%
使用予定期間が短い設備はリースを利用する	0.0%	9.7%	9.1%	10.2%	12.5%	11.1%
その他	0.0%	8.1%	4.5%	1.7%	0.0%	2.8%

図表V-5 リースで設備を導入する際の公告期間（属性別）

	国中央	国地方機関	都道府県	区市町村	独立行政法人	国立大学法人
n	13	64	23	820	25	35
原則として、公告日から10日以内の日数としている	30.8%	3.1%	21.7%	34.4%	16.0%	8.6%
原則として、公告日から14日以内の日数としている	0.0%	21.9%	13.0%	22.7%	4.0%	5.7%
原則として、公告日から30日以内の日数としている	15.4%	21.9%	8.7%	8.3%	24.0%	2.9%
その他	53.8%	53.1%	56.5%	34.6%	56.0%	82.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表V-6 リースで設備を導入する際の債務負担行為の設定状況等（属性別）

	国中央	国地方機関	都道府県	区市町村	独立行政法人	国立大学法人
n	13	63	24	863	21	31
債務負担行為の設定をせずに、原則として、長期継続契約により締結する	0.0%	0.0%	70.8%	66.0%	0.0%	6.5%
原則として、債務負担行為を設定する	76.9%	76.2%	12.5%	16.5%	66.7%	48.4%
原則として、単年度契約により締結する	7.7%	19.0%	0.0%	5.0%	9.5%	0.0%
その他	15.4%	4.8%	16.7%	12.5%	23.8%	45.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表V-7 リース契約で使用する契約書（属性別）

	国 中央	国 地方機関	都道 府県	区市 町村	独立 行政 法人	国立 大学 法人
n	13	64	24	862	24	36
国等・地方自治体が独自に作成した契約書を使用する	100.0%	95.3%	91.7%	44.3%	70.8%	88.9%
リース会社が作成した契約書を使用する	0.0%	1.6%	0.0%	41.1%	8.3%	2.8%
その他	0.0%	3.1%	8.3%	14.6%	20.8%	8.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表V-8 リース料の請求書（属性別）

	国 中央	国 地方機関	都道 府県	区市 町村	独立 行政 法人	国立 大学 法人
n	13	66	25	865	24	37
リース会社の様式で作成した請求書が使用できる	84.6%	89.4%	100.0%	92.9%	95.8%	97.3%
国等・地方自治体の指定した様式で作成した請求書のみ使用できる	7.7%	6.1%	0.0%	2.4%	0.0%	2.7%
その他	7.7%	4.5%	0.0%	4.6%	4.2%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表V-9 リース利用の課題（属性別）

	国 中央	国 地方機関	都道 府県	区市 町村	独立 行政 法人	国立 大学 法人
n	11	59	14	738	22	32
リース期間中は、中途解約ができない	18.2%	18.6%	28.6%	29.8%	40.9%	56.3%
リースの入札公告をしてもリース会社の応札者数が少ない	54.5%	28.8%	35.7%	24.5%	36.4%	28.1%
交付金または補助金の交付を受けることができない	0.0%	0.0%	7.1%	20.5%	0.0%	3.1%
リースは分かりにくい、認知度が低いため、設備導入プロセスのなかで理解を得ることが難しい	0.0%	10.2%	0.0%	17.1%	9.1%	12.5%
リース契約書を作成する手間がかかる	27.3%	11.9%	14.3%	14.1%	9.1%	15.6%
リースできる設備が情報通信機器や自動車などに限られている	0.0%	13.6%	7.1%	12.6%	9.1%	3.1%
債務負担行為を設定する手続きに手間がかかる	27.3%	35.6%	7.1%	10.0%	0.0%	3.1%
その他	9.1%	15.3%	42.9%	16.3%	40.9%	31.3%

図表V-10 リースを利用しない理由（属性別）

	国中央	国地方機関	都道府県	区市町村	独立行政法人	国立大学法人
	n	2	10	2	6	3
設備は購入することを原則としている	50.0%	40.0%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%
設備を購入した場合と比べるとリースは割高になる	50.0%	10.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%
設備を長期間使用するため	50.0%	0.0%	100.0%	16.7%	33.3%	0.0%
債務負担行為を設定することができない、または、難しい	50.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
リースは分かりにくい、認知度が低く設備導入プロセスで理解を得ることが難しい	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長期継続契約を締結できない、または、長期継続契約を締結するための条約を制定していない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
設備のリース契約を締結したことがなく、リース契約書を作成するための手間がかかる	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
リース期間中は、中途解約ができない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
交付金または補助金の交付を受けることができない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	50.0%	50.0%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%

図表V-11 今後のリース利用の方向性（属性別）

	国中央	国地方機関	都道府県	区市町村	独立行政法人	国立大学法人
	n	13	73	25	822	25
現在リースで利用している物件に限らず、幅広い物件でリースを利用したい、（リース未利用の場合は）リースを利用したい	69.2%	31.5%	48.0%	63.3%	52.0%	70.6%
現在リースで利用している物件に限定してリースを利用したい	30.8%	57.5%	44.0%	32.7%	40.0%	23.5%
リースで物件を利用することは縮小する	0.0%	2.7%	0.0%	3.6%	0.0%	5.9%
リースは利用しない	0.0%	8.2%	8.0%	0.4%	8.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表V-12 リースまたはリース会社に期待すること（属性別）

	国 中央	国 地方機関	都道 府県	区市 町村	独立 行政 法人	国立 大学 法人
n	15	74	26	859	27	36
国等・地方自治体にメリットがある取引を提案してほしい	46.7%	41.9%	42.3%	63.0%	44.4%	50.0%
入札に積極的に参加してほしい	66.7%	43.2%	46.2%	24.6%	51.9%	44.4%
リースで設備を導入した場合も、交付金または補助金の交付を受けることができるようにしてほしい	0.0%	0.0%	11.5%	33.1%	3.7%	8.3%
リースに関する広報、説明を分かりやすくしてほしい	33.3%	14.9%	23.1%	26.5%	18.5%	27.8%
その他	0.0%	0.0%	3.8%	1.3%	0.0%	0.0%
特にない	6.7%	27.0%	34.6%	15.1%	29.6%	25.0%

図表V-13 リースについて知りたい情報（属性別）

	国 中央	国 地方機関	都道 府県	区市 町村	独立 行政 法人	国立 大学 法人
n	14	71	24	834	26	34
リースの活用事例	42.9%	42.3%	54.2%	54.8%	30.8%	47.1%
リースに関する基本的な仕組み、メリット・デメリットの解説	35.7%	39.4%	45.8%	53.6%	42.3%	44.1%
リースで設備を導入した場合に利用できる補助金制度の解説	0.0%	0.0%	8.3%	41.4%	7.7%	14.7%
リース契約の解説	21.4%	26.8%	29.2%	34.2%	34.6%	23.5%
債務負担行為の設定や長期継続契約に関する条例の解説	21.4%	11.3%	12.5%	22.2%	7.7%	5.9%
リースの会計処理の解説	14.3%	21.1%	16.7%	17.4%	23.1%	26.5%
その他	0.0%	2.8%	8.3%	1.0%	0.0%	0.0%
特にない	42.9%	39.4%	37.5%	18.9%	34.6%	29.4%